

平成28年第三回八丈町議会定例会会議録

議事日程（第2号）

平成28年9月7日（水曜日）午前9時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 散会時刻の決定
- 第 3 議案第53号 平成28年度八丈町後期高齢者医療特別会計補正予算
- 第 4 議案第54号 平成28年度八丈町国民健康保険特別会計補正予算
- 第 5 議案第55号 平成28年度八丈町浄化槽設置管理事業特別会計補正予算
- 第 6 議案第56号 平成28年度八丈町水道事業会計補正予算
- 第 7 議案第57号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 第 8 議案第58号 八丈町町税条例の一部を改正する条例
- 第 9 議案第59号 八丈町手数料条例の一部を改正する条例
- 第10 議案第60号 八丈町公衆便所条例の一部を改正する条例
- 第11 議案第61号 八丈町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 第12 議案第62号 八丈町水道事業の設置等に関する条例
- 第13 議案第63号 八丈町公営企業管理者の設置に関する条例等の一部を改正する条例
- 第14 認定第 1号 平成27年度八丈町水道事業会計決算認定について
- 第15 認定第 2号 平成27年度八丈町一般旅客自動車運送事業会計決算認定について
- 第16 認定第 3号 平成27年度八丈町病院事業会計決算認定について
- 第17 発議第 3号 八丈町消防委員会委員の選任について
- 第18 承認第17号 議員の派遣承認について（平成28年度市町村議会議員政策形成セミナー）
- 第19 承認第18号 議員の派遣承認について（第27回東京都道路整備事業推進大会）
- 第20 承認第19号 議員の派遣承認について（第67回全国漁港漁場大会）
- 第21 常任委員会委員の選任について
- 第22 議会運営委員会委員の選任について

第23 総務文教委員会の閉会中の特定事件の調査活動について

第24 経済企業委員会の閉会中の特定事件の調査活動について

第25 議会運営委員会の閉会中の特定事件の調査活動について

出席議員（13名）

1番	沖山恵子君	2番	浅沼憲春君
3番	小川一君	4番	山下巧君
5番	山本忠志君	6番	山下崇君
7番	菊池睦男君	8番	岩崎由美君
9番	奥山幸子君	10番	奥山博文君
12番	小澤一美君	13番	水野佳子君
14番	土屋博君		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	山下奉也君	副町長	持丸孝松君
公営企業 管理者	關村三男君	教育長	佐藤誠君
消防長	瀬筒穰君	総務課長	山越整君
企画財政 課長	佐々木眞理君	主幹 (企画 財政課)	菊池正勝君
税務課長	佐藤真一君	主幹 (税務課)	川上明和君
住民課長	奥山拓君	福祉健康 課長	高野秀男君
課長補佐 (福祉 健康課)	田村久美君	建設課長	菊池良君
主幹 (建設課)	瀬筒国治君	課長補佐 (建設課)	八洲進君
産業観光 課長	浅沼清君	主幹 (産業 観光課兼 教育課)	笹本博仁君
企業課長	沖山昇君	病院長	奥山勉君
教育課長	福田高峰君	会計課長	和田一宏君

住 民 課
医 療 年 金 係 長
土 方 七 重 君
企 業 課
水 道 係 長
桜 庭 郁 也 君
病 院
業 務 係 長
菊 池 直 貴 君

企 業 課
經 理 係 長
四 谷 清 貴 君
病 院
管 理 係 長
菊 池 裕 介 君

事務局職員出席者

事務局長 浅 沼 房 徳 君
書 記 奥 山 公 貴 君

主 幹 高 橋 太 志 君
書 記 山 本 良 太 君

◎開議の宣告

○議長（土屋 博君） おはようございます。

ただいまの出席議員は13名で定足数に達しております。よって、平成28年第三回八丈町議会定例会 2 日目は成立いたしました。

これより開会いたします。

議案説明のため町長、副町長、企業管理者、教育長、各課長及び職員の出席を求め、議事公開の原則に基づき傍聴人、報道関係者の入場も許可しております。

（午前 9時00分）

○議長（土屋 博君） これより会議に入ります。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（土屋 博君） 日程第1、会議録署名議員に、9番、10番議員を指名いたします。

◎散会時刻の決定

○議長（土屋 博君） 続いて、日程第2、散会時刻の決定でございますが、会議終了次第散会したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） ご異議ないものと認め、ただいまのとおり決定いたしました。

◎議案第53号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土屋 博君） 続いて、日程第3、議案第53号 平成28年度八丈町後期高齢者医療特別会計補正予算を上程いたします。

説明、住民課長。

○住民課長（奥山 拓君） おはようございます。

書類番号の4番をお願いいたします。介護保険の次になります。黄色い紙の次のページをお願いいたします。

1ページをお願いいたします。

議案第53号 平成28年度八丈町後期高齢者医療特別会計補正予算。

平成28年度八丈町の後期高齢者医療特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。
歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ168万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億705万円とする。

(「文言省略」の声あり)

○住民課長(奥山 拓君) はい。

平成28年9月6日、提出者、八丈町長、山下奉也。

4ページをお願いいたします。

今回の補正内容につきましては、平成27年度の歳入歳出の差し引き残額を繰り越しいたしまして、平成28年度において一般会計へ戻すものでございます。

目の部分を中心にご説明させていただきます。

歳入です。

1繰越金、168万9,000円、前年度繰越金。

歳入合計、補正前の額2億536万1,000円、補正額168万9,000円、計2億705万円となります。

5ページ、下のほうになります。

歳出です。

一般会計繰出金ということで169万円、こちらが一般会計へ戻すものです。

その下の予備費なんですけど、1,000円を減額いたしまして調整をさせていただきます。

そういうことで、歳出合計、一番下になります。補正前の額2億536万1,000円、補正額168万9,000円、計2億705万円となります。

以上で補正予算の説明を終了させていただきます。

よろしくをお願いいたします。

○議長(土屋 博君) 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

(「なし」の声あり)

○議長(土屋 博君) 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(土屋 博君) 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(土屋 博君) ご異議ないものと認め、日程第3、議案第53号 平成28年度八丈町後期高齢者医療特別会計補正予算は、原案どおり可決いたしました。

◎議案第54号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(土屋 博君) 続いて、日程第4、議案第54号 平成28年度八丈町国民健康保険特別会計補正予算を上程いたします。

説明、住民課長。

○住民課長(奥山 拓君) それでは、薄いピンクの紙の次になります。

1ページをお願いいたします。

議案第54号 平成28年度八丈町国民健康保険特別会計補正予算。

平成28年度八丈町の国民健康保険特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ599万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億7,461万3,000円とする。

(「文言省略」の声あり)

○住民課長(奥山 拓君) はい。

平成28年9月6日、提出者、八丈町長、山下奉也。

4ページをお願いいたします。

歳入です。ここも目のところを中心にご説明させていただきます。

2事業費補助金184万4,000円、こちら準備事業補助金となっております。内容といたしましては、平成30年度より国保の都道府県化に向けての補助金でございます。こちら歳出のほうでも出てまいります。国保のシステム改修の費用に充てます国庫の補助金となっております。

その下になります。都財政調整交付金270万円、こちらは直営診療施設整備への交付金ということで、こちらも歳出のほうで出てまいります。病院会計への繰出金。内容といたし

ましては、診療器材等の整備に充てるものでございます。

その下になります。一般会計繰入金129万2,000円。こちら職員給与費等繰入金とありますが、こちらも歳出に関係いたします。歳出のほうで出てまいりますが、旅費と委託料分の繰入金でございます。

その下になります。一般被保険者延滞金30万円。こちら保険税の延滞金の収入分となっております。

その下、雑入です。14万1,000円の減。こちら前年度繰上充用金の確定による減額ということになってございます。

一番下になります。歳入合計、補正前の額16億6,861万8,000円、補正額599万5,000円、計16億7,461万3,000円となっております。

5ページのほうをお願いいたします。

歳出のほうです。

一般管理費313万6,000円。こちらは、旅費の76万円、あと委託料、こちらが国保のシステム改修委託料ということになってございます。

その下です。一般被保険者保険税の還付金150万円。こちらは、一般被保険者、過年度の修正申告による還付金となっております。

その下になります。病院事業会計繰出金270万円。こちらは、先ほど歳入のほうでも申し上げました病院の診療器材の整備のための国保会計からの繰出金となっております。

次のページをお願いいたします。6ページです。

前年度繰上充用金134万1,000円の減ということで、こちらは、6月の議会においてお願いいたしました件ですが、今回、繰上充用金が確定いたしましたことによる減額でございます。繰上充用金につきましては1億4,818万8,000円に確定してございます。

以上で補正予算説明とさせていただきます。

どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（土屋 博君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

10番。

○10番（奥山博文君） システム改修が入っている。都道府県になるということで、これいつから始まりますか。

○議長（土屋 博君） 住民課長。

○住民課長（奥山 拓君） 平成30年度の4月1日以降ということで今スケジュールを組んでおります。

（奥山（博）議員「30年4月」の声あり）

○住民課長（奥山 拓君） はい。

○議長（土屋 博君） 10番。

○10番（奥山博文君） 別のあれなんだけれども、東京都の繰り入れのほうで、二百何十万かな、交付金が入っていますけれども、こちら、歳出のほうで見ると、病院事業会計繰出金で270万あるんですけれども、これ国保以外の社会保険でしたか、皆さんらが入っている、そっちからの病院会計への繰出金ってあるんですか。この国保だけか。病院会計へのこれに。

○議長（土屋 博君） 住民課長。

○住民課長（奥山 拓君） 今回のこの繰出金の関係は、国保のみということになっています。

（奥山（博）議員「あるのか、ほか。社会保険のほうからも」の声あり）

○議長（土屋 博君） 住民課長。

○住民課長（奥山 拓君） 社会保険のほうからはありません。

○議長（土屋 博君） 10番。

○10番（奥山博文君） これどういう意味で国保が繰出金やっているのか。なぜ社会保険のほうからはないのか、その説明ちょっと。

○議長（土屋 博君） 住民課長。

○住民課長（奥山 拓君） 病院に関しましては、これ直営施設ということで、先ほど申し上げました直営診療施設整備分ということになってございます。

○議長（土屋 博君） 10番。

○10番（奥山博文君） ちょっと意味がわからないんだけど、国保だけ出して、なぜほかの保険のほうからは病院会計へ繰り出しがないのか。

○議長（土屋 博君） もっと丁寧に説明して、住民課長。

○住民課長（奥山 拓君） こちらが国民健康保険の病院が施設になっておるということです。

（奥山（博）議員「病院が」の声あり）

○住民課長（奥山 拓君） はい。

（奥山（博）議員「ちょっと意味が……まあいい、後で詳しく。勉強不足ですみませんね」の声あり）

○議長（土屋 博君） 住民課長、もう一回ちょっと丁寧に、納得していないもの。
（奥山（博）議員「納得しているしていないじゃなくて、社会保険は……」の声あり）

○議長（土屋 博君） 病院の事務長から。

○病院事務長（奥山 勉君） おはようございます。

町立八丈病院が国民健康保険の直営の施設ということで、正式名称が国民健康保険町立八丈病院という施設だということで、国保のほうからの補助があるということでございます。

（奥山（博）議員「余り納得できないけれども」の声あり）

○議長（土屋 博君） 企業管理者。

○公営企業管理者（關村三男君） この件につきましては、医療機械の整備ということで、国と都からの補助金、同額270万ずつ出ることになっています。それが、今年度は該当する。3年間出て1年休みで、そういうシステムで国保会計から繰出金という形で国と都、270万ずつ入ってくるというシステムでございますので、ご了解をお願いいたします。

○議長（土屋 博君） 繰出金という言葉がちょっと……

（奥山（博）議員「わかりました」の声あり）

○議長（土屋 博君） ほかに。

1 番。

○1 番（沖山恵子君） 昨年……

○議長（土屋 博君） ページ数を言ってください。

○1 番（沖山恵子君） 特にページということではないんですけども、統合に向けてのことなんですけど、昨年赤字があって、毎年少しずつ解消して、30年度には統合を目指すということ聞いたんですね。

国保の方の滞納している分が結構あると。昨年8,000万円の滞納金がありましたということ聞いたんですけども、その辺どれぐらい解消されたのかなとかお聞かせ願いたいんですが。

○議長（土屋 博君） 税務課主幹。

○税務課主幹（川上明和君） 28年度の7月末時点で、国民健康保険税の滞納金額は5,073万2,592円となっております。

○議長（土屋 博君） いいですか。

ほかに。

(「なし」の声あり)

○議長(土屋 博君) 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(土屋 博君) 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(土屋 博君) ご異議ないものと認め、日程第4、議案第54号 平成28年度八丈町国民健康保険特別会計補正予算は、原案どおり可決いたしました。

◎議案第55号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(土屋 博君) 続いて、日程第5、議案第55号 平成28年度八丈町浄化槽設置管理事業特別会計補正予算を上程いたします。

説明、住民課長。

○住民課長(奥山 拓君) それでは、薄緑の次のページをお願いいたします。

1ページをお願いいたします。

議案第55号 平成28年度八丈町浄化槽設置管理事業特別会計補正予算。

平成28年度八丈町の浄化槽設置管理事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ69万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億217万5,000円とする。

(「文言省略」の声あり)

○住民課長(奥山 拓君) はい。

平成28年9月6日、提出者、八丈町長、山下奉也。

4ページをお願いいたします。

浄化槽特別会計の補正のほうも平成27年度の歳入歳出差し引き残額を平成28年度において一般会計へ戻すものですので、よろしくをお願いいたします。

そういうことで、歳入です。

1 繰越金69万6,000円。これが前年度の繰越金となります。

下になります。歳入合計、補正前の額1億147万9,000円、補正額69万6,000円、計1億217万5,000円。

下、5ページになります。歳出です。

1 一般管理費71万2,000円。内容といたしまして、右のほうにありますが、旅費の1万6,000円、あと繰出金69万7,000円が主なものとなっております。

その下になりますけれども、浄化槽の管理費、こちら浄化槽保守点検委託料1万6,000円を減額いたしまして、予算の組み替えをしております。

一番下です。歳出合計、補正前の額1億147万9,000円、補正額69万6,000円、計1億217万5,000円です。

以上で補正予算の説明とさせていただきます。

どうぞよろしく願います。

○議長（土屋 博君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

（「なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） ご異議ないものと認め、日程第5、議案第55号 平成28年度八丈町浄化槽設置管理事業特別会計補正予算は、原案どおり可決いたしました。

◎議案第56号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土屋 博君） 続いて、日程第6、議案第56号 平成28年度八丈町水道事業会計補正予算を上程いたします。

説明、企業課長。

○企業課長（沖山 昇君） おはようございます。

水道事業会計補正予算の説明をさせていただきます。

書類番号5の1ページをお願いいたします。

議案第56号 平成28年度八丈町水道事業会計補正予算。

総則。第1条、平成28年度八丈町水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

（「第5条を除いて文言省略」の声あり）

○企業課長（沖山 昇君） はい。

次のページをお願いいたします。

企業債。第5条、予算第5条に定めた起債の限度額を次のとおり改める。

変更でございます。

起債の目的、水道施設整備事業、補正前、限度額が1億9,000万円、補正後、限度額1億9,700万円でございます。

下のページで、平成28年9月6日、提出者、八丈町長、山下奉也。

恐れ入ります。10ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出でございます。

収入。水道事業収益、営業外収益、こちらは153万2,000円の減でございます。こちらにつきましては、長期前受金戻入の減ということで、補助事業分の減価償却の減でございます。

次に、特別利益、過年度損益修正益ですが、1,000円の増ということで、こちらにつきましては、精算分の補正というところになります。

支出。水道事業費用343万2,000円の減。営業費用が190万5,000円の減。浄水費の委託料でございますが、大賀郷浄水場の高度浄水施設、膜ろ過施設の薬品洗浄の契約の差金、こちらの減となります。

修繕費、大川浄水場ろ過池の砂補充の減、それから、もう一つ同じく大川浄水場のろ過池のナンバー3の修繕のほうの予算を計上させていただいております。

下のページをお願いします。

減価償却費、有形固定資産の減価償却でございますが、268万3,000円の減。

次に、営業外費用152万7,000円の減。こちらは、支払利息及び企業債取扱諸費の企業債利息、こちらが59万7,000円の減となっております。

次に、消費税でございますが、こちらにつきましても93万円の減。消費税納付額の減となっております。

次のページをお願いいたします。

資本的収入及び支出。

収入。資本的収入、企業債でございますが、700万円の増、こちらは、坂下の地区の配水管の改修工事等による増額によるものでございます。

支出。資本的支出1,177万2,000円の増。こちらは、建設改良費の工事請負費になりますが、配水管改修工事の増額によるものでございます。

以上で水道事業会計の補正予算の説明を終わります。

よろしく申し上げます。

○議長（土屋 博君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

7番。

○7番（菊池睦男君） これ大川浄水場の整備費が入っているわけなんです、大川浄水場については、大規模な改修工事をするというふうに聞いているんですけども、これは当座のあれですか、細かい工事ということになるわけですか。

○議長（土屋 博君） 企業課長。

○企業課長（沖山 昇君） そうでございます。

今現状、浄水をするのにちょっと不具合といいますか、そちらの改修を行うというところでございます。

○議長（土屋 博君） 7番。

○7番（菊池睦男君） その大規模な改修をするに当たっての進捗状況はどういうふうになっていきますか。

○議長（土屋 博君） 企業課長。

○企業課長（沖山 昇君） まだ予算のほうも計上はされていない状況でございますので、それに向けて、今どういったものを進めていくかというところでの検討をしている段階でございます。

○議長（土屋 博君） 7番。

○7番（菊池睦男君） だから、その進捗状況の中身をちょっと詳しく知りたいんですけども、そういうことなんです、具体的に説明できますか。

○議長（土屋 博君） 具体的に説明するように、企業課長。

○企業課長（沖山 昇君） 来年度、29年度から基本設計等に入ってまいりたいというふうに

考えてございます。今の現在の目標といたしましては、35年度に完成をすると、供用開始ということで考えてございます。

○議長（土屋 博君） 7番。

○7番（菊池睦男君） 去年の決算のときの話だったんですが、膨大な、膜ろ過方式による工法というか施工だと修繕費が発生するというので、町長も非常に心配して、こういうやり方でやっていたんだったら、町村の財政はパンクするよということを都にも伝えていると。そして、町長が言うには、都営の水道にしてもらえないかというような意見もぼろっと漏らしておりましたけれども、そういう話というのは、これ荒唐無稽な構想なのか、あるいは、実現可能な論理的にも整合性のある考え方なのか、それはどういうことですか、町長。

○議長（土屋 博君） 町長。

○町長（山下奉也君） これは、継続して要望していかないと、本当に荒唐無稽ではないと考えております。一部の町村は都営のところがあるわけですから、そういう意味で私たちも同じ都民ですので、区市町村の関係で、区とかそういうところはみんな都営ですので、町村でも1つあるのかな、奥多摩かな。そういう意味で、できれば、近い将来は結構厳しいと思いますけれども、将来はそういう形でやっていただきたいという考えです。

今の時点でも、決算が出てきますけれども、相当な赤字が出ております。これは、人口が減ればなおさら、また今、節電、電気の関係もそうですけれども、水も節水、そういう住民といいますか、のふだんからの心がけがそういう形になっておりますし、また農業関係でも、本当は農業に使えないわけですが、そういう意味で、使用量が減っている中で給水区域は同じだということで、ますます費用がかかっていくなと思いますので、そういう意味も含めて、本当、将来は都営にしていきたいという考えを持っております。よろしく願いします。

○議長（土屋 博君） ほかに。

（「なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長(土屋 博君) ご異議ないものと認め、日程第6、議案第56号 平成28年度八丈町水道事業会計補正予算は、原案どおり可決いたしました。

◎議案第57号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 議長(土屋 博君) 続いて、日程第7、議案第57号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を上程いたします。

説明、総務課長。

- 総務課長(山越 整君) それでは、書類番号6番をお願いいたします。6番です。

議案第57号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

上記議案を提出する。平成28年9月6日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。地域おこし協力隊の報酬等を定める必要があるので、本案を提出します。

ページをおめくりください。

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例ということで、条例の中に、地域おこし協力隊ということで、これ月額です。同というのは月額欄のところなんです、月額16万6,000円ということをつけ加えをさせていただければというふうな条例改正でございます。

地域おこし協力隊に関しては、前々から企画財政課長のほうからいろんなご説明をさせていただいております。本格的に八丈町として募集をして、平成29年度、来年度から地域おこし協力隊の採用、それから配属ということを考えるに当たって、いろいろな身分の關係の検討をしました。地域おこし協力隊の場合は、八丈町が報酬というかお給料も出して、それから、あと社会保険料も出して、それから、あと住居、そういったものも出してというようなところでの身分を考えたときに、以前、八丈町で国際交流員を採用しておりました。同じく特別職の非常勤ということで採用しておりましたので、今回も我々としては、地域おこし協力隊を特別職の職員で非常勤ということで位置づけをしようということでの今回条例改正ということになります。

よろしく願いいたします。

- 議長(土屋 博君) 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

13番。

○13番（水野佳子君） 地域おこし協力隊については、以前から議会でもぜひ八丈町でも採用したらということで出ていましたけれども、今回、この条例ができましたことは、来年度から採用するというので、一応人員的には何名ぐらいを予定されているのでしょうか。

○議長（土屋 博君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐々木真理君） 私のほうからお答えさせていただきます。

地域おこし協力隊につきましては、総合戦略にも載せているとおり、29年度、2名ないし3名を予定してございます。

○議長（土屋 博君） 13番。

○13番（水野佳子君） 関連ですけれども、一応目的といいますか、何のためにというふうなことで、これは依頼をするものだと聞いておりますけれども、一応町としては、どのようなことに地域おこし協力隊に応援をしていただきたいというか、具体的なものがありますでしょうか。

○議長（土屋 博君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐々木真理君） やはり分野を明確にする必要があると思ってございます。

先日、どなたかの一般質問でお答えしましたとおり、まずお一人につきましては、我々が進めております熱中小学校のプロジェクト、これの応援にかかわっていただきたいと思ってございます。残り2名につきましては、まだ関係団体さんとの調整がついていないんですけれども、観光関係、また商工関係を考えているところでございます。

（水野議員「ありがとうございました」の声あり）

○議長（土屋 博君） よろしいですか。

9番。

○9番（奥山幸子君） ほとんど同じなんですけれども、熱中小学校というのは初めからおっしゃっていたとおりなんですけれども、具体的にどういう仕事をするんですか。熱中小学校の担当の協力隊は、具体的に何をするのでしょうか。

○議長（土屋 博君） 企画財政課長、具体的にということですので。

○企画財政課長（佐々木真理君） 熱中小学校につきましては、まず一番最初始まっている山形県の高島町におきましては、自治体職員がその運用をするのではなくて、NPO職員さんがやっております。授業の設定であったり、講師の調整であったり、そういった面を行っ

ているところでございます。

我々としましても、NPOということではなくて、まずは我々行政職員ではなくて、そういった地域おこし協力隊をそういった講師の調整であったりとか授業のプログラム、また、そのほかの業務に当たっていただきたいと考えております。

○議長（土屋 博君） 9番。

○9番（奥山幸子君） そうすると、町の職員と同じような感じで講師に交渉をしてお願いするとか、そういうことをするということですね。

○議長（土屋 博君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐々木真理君） ただ、それだけでは1週間という時間、余りますので、ある程度の部分については、メインとなる部分については熱中小学校の部分、そのほかの部分については、八丈島のPRであったりとか、そういったことにもかかわっていただきたいと思っていますところでございます。

（奥山（幸）議員「わかりました」の声あり）

○議長（土屋 博君） ほかに。

6番。

○6番（山下 崇君） かなり期待が大きい事業だと思うんですけども、過度な期待によって、その地域に根差していってくれるというのが一番重要なポイントになると思うんですけども、先行している他自治体がどれぐらい採用していて、どれぐらいの方が地域に根づいていったか、わかれば教えてください。

○議長（土屋 博君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐々木真理君） 全国の実績ということなんですけれども、27年度の実績で申しますと、全国で673団体、正確な数字でいいますと2,625名が活動しているということでございます。

○議長（土屋 博君） 6番。

○6番（山下 崇君） それで、任期終了後、地域にどれだけ根づいているかというところがポイントなんですけれども、わかりますか。

○議長（土屋 博君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐々木真理君） 定住の実績でございますけれども、報道等でしか私ども聞いてございませんけれども、6割程度が定住されていると聞いてございます。

○議長（土屋 博君） 6番。

○6番（山下 崇君） これ報酬だけではなくて、例えば起業した場合はお金が出るわけですよ。地域に住みついて起業する場合とかはお金が出たりするような制度もあると思うんですけども、町はそこまでは考えていないですか。

もちろん、この月額報酬とか、全部国費だと思うんですけども、根づかせるための努力というのは自治体に求められると思うんですけども、例えば、今の話であると、観光とか、あと熱中小学校ということですけども、その根づかせるためというところまで見越して、また計画をしてやらないともったいないと思うんですよ。その辺も含めて、例えば年齢制限があるとかというところもいろいろ要綱があると思うんですけども、どういうビジョンを持って採用していくのかという部分をもう一度教えていただけますか。

○議長（土屋 博君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐々木真理君） おっしゃるとおり、根づかないというパターンも多々あるそうでございます。先ほど申しましたとおり、6割しか根づいていないというのは、これまでも我々研修とか参加させていただきましたが、やっぱり地域になじめないというのが一番大きいところございまして、やはりそういった中では、我々、この地域おこし協力隊、採用していく中では、地域の方と一緒に面接等も考えていきたいと思っておりますし、地域の生活の習慣であったりとか、そういったものも一緒に考えていきたいと思っております。

また、起業につきましては、単年度雇用になりますけれども、3年間という中で、どういったことを自分でやりたいのかとか、そういった支援もしていきたいと思っております。その分の起業支援につきましては、特別交付税等でもお金、多少出ますので、その辺も協力隊員と相談しながら決めていきたいと思っております。

○議長（土屋 博君） ほかに。

1番。

○1番（沖山恵子君） この16万6,000円というのは、一月暮らすには少し安いかなというような感覚があるんですが、町の一般職の高卒の給料、大卒の給料と比べてどれぐらいのレベルなのか教えてください。

○議長（土屋 博君） 総務課長。

○総務課長（山越 整君） まず、初任給ということでいきたいと思っております。初任給でいくと、今年度、平成28年度、高校卒でいくと14万4,600円、それから大卒でいくと17万6,700円というところですので、高卒と大卒のちょうど中間というのが今回のほぼ金額になります。

○議長（土屋 博君） いいですか。

10番。

○10番（奥山博文君） この協力隊の任期とか期間、それはどれぐらいになるのか。本人の希望があれば協力隊として残れるのか、そこら辺はどうなっているか。

○議長（土屋 博君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐々木真理君） まず、雇用の形態でございますけれども、基本1年でございます。

（奥山（博）議員「1年」の声あり）

○企画財政課長（佐々木真理君） はい。

それを3年まで延長ができるというシステムになってございます。その先につきましては、協力隊としては、採用はできません。

○議長（土屋 博君） 7番。

○7番（菊池睦男君） これは一般の職員と違って、例えば週5日制とか、そういうびっちり働くというようなことではないんでしょう。それが1つと、それから、この予算措置については、国からの措置があるんですか。町の財源も出すんですか。

○議長（土屋 博君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐々木真理君） まず、勤務の条件でございますけれども、我々、1週当たり38時間と45分というのが決められて、一般職につきましては。このお給料も考えまして、我々としましては、ちょっとこれよりは減らしていきたいと考えてございます。他の自治体では、週4日程度の勤務というところもございましたので、そういったことを、事例を参考にしながら決めていきたいと思っております。

また、財源の関係でございますけれども、報酬と活動費を合わせまして400万円、これが国の特別交付税として町のほうにいただけるということになってございます。そのうちの報酬の限度額といいますか、大体200万円と決まっております、それを単純12割りすると、16万6,000円という金額が割り出されているというところでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（土屋 博君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） ご異議ないものと認め、日程第7、議案第57号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は、原案どおり可決いたしました。

◎議案第58号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土屋 博君） 続いて、日程第8、議案第58号 八丈町町税条例の一部を改正する条例を上程いたします。

説明、税務課長。

○税務課長（佐藤真一君） 同じく書類番号6番で、地域おこし協力隊の次のページになります。

議案第58号 八丈町町税条例の一部を改正する条例。

上記議案を提出する。平成28年9月6日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。所得税法等の一部を改正する法律が公布され、条例を整備する必要があるので、本案を提出します。

次のページをお願いいたします。

八丈町町税条例の一部を改正する条例ということで、内容につきましては、28年の税制改正により、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律が29年1月1日から施行され、日本と台湾との間で租税条約に相当する枠組みが構築されることとなりました。

具体的な例といたしましては、日本の居住者が台湾の証券会社に有する証券口座において支払われる上場株式等の配当について、日本の証券会社と同様に特別徴収を行うということとなります。

施行期日につきましては、所得税法等の一部を改正する法律、附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行するとなっており、政令によりまして29年1月1日ということとなっております。

以上で説明終わります。

よろしくお願ひいたします。

○議長（土屋 博君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

（「なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） ご異議ないものと認め、日程第 8、議案第 58 号 八丈町町税条例の一部を改正する条例は、原案どおり可決いたしました。

◎議案第 59 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土屋 博君） 続いて、日程第 9、議案第 59 号 八丈町手数料条例の一部を改正する条例を上程いたします。

説明、住民課長。

○住民課長（奥山 拓君） それでは、町税条例の次になります。

議案第 59 号 八丈町手数料条例の一部を改正する条例。

上記議案を提出する。平成 28 年 9 月 6 日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律の施行に伴い、手数料に関する条例を整備するほか、条文の訂正及び法律の廃止があったため規定の整備をする必要があるので、本案を提出します。

次のページをお願いします。

八丈町手数料条例の一部を改正する条例ということで、こちら大きく内容は 2 点ございます。

まず 1 点目ですが、そのページの 1 番下になります。（24）国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律、こちらの施行に伴いましての話なんですけれども、内容といたしまして、こ

ちら国外におきまして犯罪被害を受けた被害者から弔慰金の支給手続等の際には、その被害者または遺族の戸籍事項の証明に関する手数料を免除することができるということで、平成28年8月12日、施行期日を定める法律の政令が出されました。

なお、この免除額に対する財源は、町負担の一般財源ということになってございます。

続きまして、2点目のほうなんですけれども、こちらで説明のところでも申し上げましたが、条文の訂正と法律の廃止による削除などの理由によるものです。

内訳といたしましては、番号の誤記入、誤った記入が4件、また新しい名称への変更というものが2件、条文の名称が簡略化されていたものを正式名称に変更するものが2件、また、法律の廃止により削除するものが1件、また、もう一つは、平成18年に施行された法律でしたが、今回条文のほうになかった記載漏れのものを追加するものが計3件ということでの12件があります。

このような条例におきまして、この訂正と削除を起りましたことに関しましては、大変申しわけなく思っております。この場をおかりしましておわび申し上げます。

なお、1点目の国外犯罪被害者に係る手数料の一部を改正する条例は、平成28年11月30日よりの施行ということになってございます。

以上で説明とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

○議長（土屋 博君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

（「なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） ご異議ないものと認め、日程第9、議案第59号 八丈町手数料条例の一部を改正する条例は、原案どおり可決いたしました。

◎議案第60号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土屋 博君） 続いて、日程第10、議案第60号 八丈町公衆便所条例の一部を改正する条例を上程いたします。

説明、住民課長。

○住民課長（奥山 拓君） その次になります。

議案第60号 八丈町公衆便所条例の一部を改正する条例。

上記議案を提出する。平成28年9月6日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。八丈町が設置する公衆便所について、施設の廃止により条例を整備する必要がある
ので、本案を提出します。

次のページをお願いします。

八丈町公衆便所条例の一部を改正する条例ということでございます。今回の改正につきましては、ただいま三根公民館の建て替え工事に伴いましての隣接しておりました明治橋公衆
トイレを廃止いたしまして、公民館と一体型の多目的トイレとなりますので、今回明治橋公
衆便所の条例を廃止するものですので、よろしく願いいたします。

附則。この条例は公布の日から施行する。

よろしく願いいたします。

○議長（土屋 博君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

○議長（土屋 博君） 10番。

○10番（奥山博文君） 今、三根公民館の建設に伴ってと言いましたけれども、この三根公
民館が表からトイレに行けるように設計されていると思うんですけども、あれは公衆トイ
レとして扱うんですか、それとも公衆トイレではないと。どういう扱い方になりますか。

○議長（土屋 博君） 住民課長。

○住民課長（奥山 拓君） 今回の三根公民館に併設されますものは、公衆トイレからは除外
されまして……

（奥山（博）議員「除外される」の声あり）

○住民課長（奥山 拓君） ええ、三根公民館、教育課のほうでの所管での管理ということに
なると思います。

○議長（土屋 博君） 10番、教育課長かどなたかに答弁させましょうか。場所なんかもわか

っているのか。

○10番（奥山博文君） あれは表から入れるように設計されていますよね、東海汽船みたいに、本当にすばらしくなるとは思うんだけど、あれ24時間で、観光客ももちろん使える体制とりますよね。

○議長（土屋 博君） 教育課長。

○教育課長（福田高峰君） そのようにしたいと思っています。

○議長（土屋 博君） いいですか。

（奥山（博）議員「はい」の声あり）

○議長（土屋 博君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） ご異議ないものと認め、日程第10、議案第60号 八丈町公衆便所条例の一部を改正する条例は、原案どおり可決いたしました。

◎議案第61号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土屋 博君） 続いて、日程第11、議案第61号 八丈町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を上程いたします。

説明、住民課長。

○住民課長（奥山 拓君） 今の次になります。

議案第61号 八丈町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

上記議案を提出する。平成28年9月6日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。所得税法等の一部を改正する法律の施行に伴い条例を改正する必要があるため、本案を提出します。

次のページをお願いいたします。

八丈町国民健康保険税条例の一部を改正する条例ということで、今回、所得税法の一部改

正に伴うものです。

先ほど税務課長からも説明ありましたが、八丈町町税条例の改正と同一の内容の改正でありまして、こちらも国民健康保険税に同様に適用されるという条例改正ですので、よろしくお願ひいたします。

なお、施行期日のほうに関しましては、先ほどと同様、平成29年1月1日よりの施行ということとなります。

よろしくお願ひいたします。

○議長（土屋 博君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

（「なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） ご異議ないものと認め、日程第11、議案第61号 八丈町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、原案どおり可決いたしました。

◎議案第62号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土屋 博君） 続いて、日程第12、議案第62号 八丈町水道事業の設置等に関する条例を上程いたします。

説明、企業課長。

○企業課長（沖山 昇君） それでは、次の議案になります。

議案第62号 八丈町水道事業の設置等に関する条例。

上記議案を提出する。平成28年9月6日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。八丈町坂下地区水道事業と八丈町坂上簡易水道事業を統合するため八丈町水道事業の設置等に関する条例を制定する必要があるため、本案を提出します。

次のページをお願いいたします。

この八丈町水道事業の設置等に関する条例は、説明にもありましたように、坂下地区水道事業と坂上地区簡易水道事業を統合し、平成29年3月までに八丈町水道事業への変更認可申請を行うための条例となります。

なお、中ほどの表にありますように、給水区域、それから計画給水人口、1日最大給水量は、2つの事業を合わせたものになります。

また、八丈町坂上地区簡易水道事業に地方公営企業法を適用する条例は廃止いたします。

この条例は、平成29年4月1日から施行をいたしたいと考えてございます。

以上で説明を終わります。

○議長（土屋 博君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

（「なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） ご異議ないものと認め、日程第12、議案第62号 八丈町水道事業の設置等に関する条例は、原案どおり可決いたしました。

◎議案第63号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土屋 博君） 続いて、日程第13、議案第63号 八丈町公営企業管理者の設置に関する条例等の一部を改正する条例を上程いたします。

説明、企業課長。

○企業課長（沖山 昇君） 次のページになります。

議案第63号 八丈町公営企業管理者の設置に関する条例等の一部を改正する条例。

上記議案を提出する。平成28年9月6日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。八丈町水道事業の設置等に関する条例の制定に伴い関係条例を改正する必要がある
ので、本案を提出します。

次のページをお願いいたします。

八丈町水道事業の設置等に関する条例の制定に伴いまして、八丈町公営企業管理者の設置
に関する条例のほか、八丈町公営企業組織条例など、全部で8つの条例の、この条例の中に
あります八丈町坂下地区水道事業と八丈町坂上地区簡易水道事業の文言を八丈町水道事業に
改める、または削除、削ったりするものでございます。

こちらにつきましても、平成29年4月1日からの施行といたしたいと思います。

よろしく申し上げます。

○議長（土屋 博君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

6番。

○6番（山下 崇君） 条例がこれで最後なので、ちょっとお伺いしたいんですけども、前
にもちょっと指摘しているんですけども、この議会に条例の改正、毎回出てくるんですけ
れども、例規集、一度だけ指摘したら企財のほうからCD-ROMでもらったんですけども
も、皆さん、例規集、持ってきていますか。多分、町の例規集って1冊ですよ。何冊にも
ならないと思うんですけども、総務課長に伺います。

こういう場合、文書は総務課が所管だと思いますのでお聞きしますけれども、議員のほう
で、恐らく例規集、今持っている人いないですよ。ましてや持ち込むこともできないですね。
改正、出てくる場合は、通常は上下段できちんと書くのが通常だと思うんですけども、文
書の書き方もちょっとわかりにくい、どこが変わったのかわかりにくい。間違いがあったの
ですみませんとさっき住民課長が言いましたけれども、どこがどう間違っているのかよくわ
からないんですよ。

通常は、執行部は当然、例規集、持ってくるべきだと思いますし、我々も手元に例規集が
なければ、ルールですよ、これ町の、そのルールについて議論ができないと思うんですね。
これどのように考えていますか。議会側の問題だと思うんですけども、パソコン等、持ち
込めない、タブレット持ち込めないということになっていきますけれども、通常、例規集はど
っちが準備するものでしょうか。議員に対して、または執行部の管理職の皆さんに対して、
どちらがこれは準備するものですか。お答えください。

○議長（土屋 博君） 条例全般ですので、じゃ、総務課長、わかる範囲でご回答願います。

総務課長。

○総務課長（山越 整君） 例規集は、今ご質問があったように、最近はまだデータ化されているということで、インターネットもそうですし、それから、あと我々は、庁内のシステムがあつて、サイボウズということで、そこの中で年に1回更新をして、それで我々が把握するという、今、そういったシステムになっていますので、我々のところにも実は紙ベースで一冊一冊という、そういった状況ではないというのが今の現状です。

当然、今のご質問のように、じゃ、議会でそういったものを準備してどうかというところは、恐らく以前から出ているように、タブレットで、これからの議会、ペーパーレスとか、そういったところの部分と、また考えをしていかなければいけないのかなというところなんですけど、ただ、それはまだ将来の話なので、ペーパーで、本当に例規集が皆さんのところに1冊ずつ、それから我々のところに1冊ずつ必要というような状況なのであれば、我々としても考えて、ご用意をするようにしなければかなというふうに思いますので、よろしくお願ひいたします。

（菊池議員「必要なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） 6番。

○6番（山下 崇君） ちょっと共産党が必要なしなんて言っていますけれども、とんでもない話ですよ。

本当は議会ごとに例規集、差しかえをして、最新のものを備えておくべきものですよ。議場で例規集が見られないというのは、かなりまずい状況だと私は思っていたんですけども、前に言ったら、やっぱりネットで見てくださいということで、ネットで見ろってここで見られないじゃないか、質問ありますよね。やっぱり質問をする上でルールというのを確認したい場合あるんですよ、条例はルールですから。

もっと言えば、東京都の条例もあるし、法律もあるわけですよ。とんでもない分量ですよ。さらには、判例集も見たいぐらいです。判例集も備えていないですよ。本当は欲しいんですよ。そういうのを見て、法律行為ですから、きちんと進めていくべきなんですけれども、ちょっと私が今これ執行部に対して言っているのは、皆さん持っていないような気がするから。持ってくるでしょう、議会に。ちょっと思うんですよ。プリントしたものじゃなくて、きちんと通常の何らかの形で、すぐ法律が確認できるようにしていらっしゃるのかなというのを感じるんですね。我々も見ることができないし、出てきた条例の改正案見ても、何かちょっと物足りないというか、わかりにくいですね。

ここの部分に関しては、議会側の問題なのか、執行部が示さなきゃいけないものなのか、ちょっとわかりにくかったので質問しているんですよ。文書を保管するのは総務課なので、総務課のほうに聞くしかないなと思ったんですけれども。

僕は来月で6年たつわけですけれども、例規集をいただいたのは1回ですね、CD-ROMで1回だけです。そういう状況ですけれども、みんなどう思っているのか、ちょっと思いますよ。要らないのかな。

(菊池議員「パソコンで見られる」の声あり)

○6番(山下 崇君) パソコンで。でも、ここで見られないです。そこはちょっと議会側の問題かもしれないんですけれども、今回は問題提起ということで、執行部にもさせていただきたいと思います。何か言うことがあれば、なければいいです。

○議長(土屋 博君) 要望ということで。

(山下議員「要望というか、問題提起です」菊池議員「持ってきちゃいけないのか」山下議員「だめだめ」の声あり)

○議長(土屋 博君) 答弁求めますか。

(山下議員「いや、多分、答えられないと思うからいいです。こっち側の問題かもしれない」の声あり)

○議長(土屋 博君) じゃ、今後の課題ということで。

(山下議員「はい。よろしいです」の声あり)

○議長(土屋 博君) 7番。

○7番(菊池睦男君) 例規集についての私の経験をお話いたします。

かつては、こういう分厚い例規集を議員に配付したものですよ。それはもう代々、議員をやめればそれをお返しして、前の議員のやつを使い回ししてやっていました。

私も今、この場に例規集を持ってくる、用意する必要はないということを私は言ったんですけども、私は読んでいないということじゃないですよ。ちゃんとうちで読んで、必要な箇所だけコピーして、あんな分厚いもの持ってこられないからね。そういうふうにして、私は審議に参加しています。

あの例規集、現実的にここへ置いて一々質疑をするということは、現実、可能だろうかというふうに思うんですよ。既に資料は配られているわけだから、そこのところを事前に読んで、必要であればその部分だけをコピーして持ってきているという私の経験をご披露いたしました。

○議長（土屋 博君） 一応ご意見としてお伺いしております。

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） ご異議ないものと認め、日程第13、議案第63号 八丈町公営企業管理者の設置に関する条例等の一部を改正する条例は、原案どおり可決いたしました。

10時20分まで休憩いたします。

（午前10時04分）

○議長（土屋 博君） 休憩を解いて再開いたします。

（午前10時20分）

◎認定第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土屋 博君） 続いて、日程第14、認定第1号 平成27年度八丈町水道事業会計決算認定についてを上程いたします。

お諮りします。

決算認定に付された監査委員の意見書については、朗読を省略してよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○議長（土屋 博君） ご異議ないものと認め、朗読を省略し、本件の説明に入ります。

説明、企業課長。

○企業課長（沖山 昇君） それでは、書類番号7をお願いいたします。

認定第1号 平成27年度八丈町水道事業会計決算認定について。

平成28年9月6日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。地方公営企業法第30条第4項の規定により、平成27年度八丈町水道事業会計決算を監査委員の意見をつけて、認定に付します。

概要を管理者より申し上げますのでお願いします。

○議長（土屋 博君） 説明、企業管理者。

○公営企業管理者（關村三男君） 27年度の水道事業会計の決算認定につきましては、よろしくをお願いいたします。

水道事業では、27年度も安全な水道供給のために施設整備を実施しまして、水の安定確保に努めております。

ただし、近年の人口動向に伴いまして、前年に比べて給水人口は92人の減、有収水量も前年に比べまして8,800立米の減で、水道事業では1,408万9,000円の赤字となっております。

また、水道施設では、配水能力の充実と安定確保のために、坂上、坂下の配水管改修工事、漏水工事等を実施してございます。また、施設の機能向上のためにも、坂上、坂下の機器の改修工事を実施してございます。

以上のような形で事業を進めてございますが、詳細につきましては、企業課長より説明いたします。よろしくをお願いいたします。

○議長（土屋 博君） 説明、企業課長。

○企業課長（沖山 昇君） それでは、恐れ入ります、決算書の3ページをお願いいたします。3ページです。

平成27年度八丈町水道事業損益計算書。

1 営業収益 2億6,336万4,920円、前年に比べまして81万7,000円の減でございます。営業費用、1の原水費から6の減価償却費までの合計でございますが、3億6,230万536円。次に、3 営業外収益、1の雑収益から3の長期前受金戻入まで、1億1,676万6,405円。これには、一般会計からの500万3,000円、前年に比べまして5万9,000円の減でございますが、いただいております。4 営業外費用、1の支払利息及び企業債取扱諸費から3の雑支出まででございますが、3,117万4,555円。5 特別利益、一般会計補助金1,000万円。こちらは欠損金への繰出金でございます。6 特別損失、1の過年度損益修正損と2の固定資産除却費の合計でございますが、こちらが1,074万5,568円。当年度純損失でございますが1,408万9,334円、前年度繰越欠損金でございます1,586万6,324円、こちらと合わせまして、当年度未処理欠損金は2,995万5,658円になりました。

次のページをお願いいたします。4ページ、下の表でございます。

平成27年度八丈町水道事業欠損金処理計算書（案）でございます。

平成27年度末当年度純損失の1,408万9,334円を加えまして、繰越欠損金を2,995万5,658円

といたしたいので、よろしくお願ひいたします。

それでは、詳細の説明のほうに移らせていただきます。

縦長の決算審査の資料をごらんください。こちらの表になります。

1 ページをお願いいたします。

平成27年度の決算額と増減額を中心に説明をさせていただきます。

収益的収入及び支出。

収益的収入。給水収益 2 億6,284万5,000円、6万7,000円の減。負担金、こちらにつきましては給水装置の申し込みでございます、52万円、75万円の減。雑収益41万4,000円、6万8,000円の増。こちらにつきましては、検針票の裏面の広告料、それから消防本部、火災等で使いました水道の使用料、それから廃棄メーターの売却、それからその他手数料等が含まれてございます。一般会計補助金500万3,000円、5万9,000円の減。長期前受金戻入 1 億1,134万9,000円、488万9,000円の減でございます。こちらは、補助分の減価償却が減少したものでございます。特別利益1,000万円、1,584万6,000円の減。こちらは、26年度におきましては引当金等で増加をしておりましたが、27年度につきましてはそれがなかったもので減となっております。

収益的収入の合計でございます。3 億9,013万1,000円、2,154万3,000円の減でございます。

収益的支出。人件費5,624万3,000円、61万4,000円の増。こちらにつきましては、管理者の3カ月分と職員の給料等でございます。続きまして、物件費8,073万1,000円、2,239万1,000円の減。こちらにつきましては、動力費、それから漏水修理の委託等が減少してございます。減価償却費 2 億2,532万7,000円、303万9,000円の増。補助事業の増加に伴い増額となっております。支払利息2,710万5,000円、144万7,000円の減でございます。繰延勘定償却335万5,000円。こちらにつきましては増減がございませんでした。雑支出71万4,000円、43万3,000円の増。消費税の増でございます。特別損失1,074万5,000円、2,172万5,000円の減。こちらにつきましても、26年度退職給付費等が多かったというところで、27年度につきましては減となっております。

収益的支出の合計でございます。4 億422万円、4,147万7,000円の減でございます。

経常損益1,134万4,000円の減、前年に比べまして1,405万5,000円の増。当年度純損益1,408万9,000円の減、こちらにつきましても1,993万4,000円の増でございます。当年度未処分利益剰余金2,995万5,000円の減、508万9,000円の減となっております。建設改良積立金0、900万円の減でございます。利益剰余金2,995万5,000円の減、1,408万9,000円の減でござ

ざいます。

資本的収入及び支出でございます。

資本的収入。企業債 1 億 6,800 万。内訳といたしましては、東京都の振興基金が 1 億 2,500 万円、財政融資のほうで 4,300 万円でございます。一般会計補助金 1,041 万 5,000 円。こちらは、簡水の分の企業債の補助金でございます。国庫補助金 1,426 万 8,000 円。簡易水道等の施設整備の補助でございます。都補助金 2 億 7,346 万 9,000 円。東京都の補助金でございます。

資本的収入合計でございますが、4 億 6,615 万 2,000 円でございます。

資本的支出。配水施設費でございます。4,731 万 6,000 円。こちらにつきましては、配水管の新設等が 1 件、配水管の改修等が 18 件ございました。坂下地区上水道整備費 3 億 4,454 万 1,000 円。こちらの内訳といたしましては、坂下地区の配水管の布設工事が 4 件、それから 27 年度の坂下地区の水道施設機器のほう、機器の改修工事のほうで 3 件でございます。坂上地区簡易水道整備事業費 1 億 742 万 2,000 円。こちらは、配水管の布設が 3 件、機器の改修等で 2 件ございました。固定資産購入費 320 万 3,000 円。こちらは、普通自動車と軽自動車の購入をいたしております。企業債償還金 1 億 685 万 9,000 円。

資本的支出の合計 6 億 934 万 1,000 円でございます。

未収金についてですが、8 ページを、恐れ入ります、おめくりください。8 ページでございます。

平成 27 年度の未収金でございますが、296 万 3,000 円となっておりますけれども、7 月末現在の額といたしましては 26 万 2,000 円となっておりますので、ご報告申し上げます。過年度の合計では、7 月末現在におきましては、1,226 万 6,000 円の未収金というふうになってございます。

また、不納欠損のご報告をいたします。不納欠損につきましては、平成 13 年から 27 年度の間で、件数といたしましては 11 名分、185 件、総額で、税込みでございますが、73 万 6,944 円の債権を放棄いたしてございます。

以上で平成 27 年度八丈町水道事業会計決算の説明を終わります。

よろしく申し上げます。

○議長（土屋 博君） 皆様に申し上げます。

質疑に入る前に、発言者は、資料のページ、科目などを必ず述べた上で、発言するようお願いいたします。

それでは、質疑をお受けいたします。

8番。

○8番（岩崎由美君） 資料は……

○議長（土屋 博君） 資料ですか。

○8番（岩崎由美君） はい。意見書の中で、12ページなんですけれども、大賀郷浄水場の膜をちょっと長目に使うということで経費を抑えると、そういう方法があるなら、そういう方法も使わなきゃいけないと思うんですが、この膜というのは、耐用年数は一応5年ということですが、5年が時間としての限度なのか、それとも通す水の量が耐久性に影響するのか、どちらなのでしょう。

○議長（土屋 博君） 企業課長。

○企業課長（沖山 昇君） これはメーカーのほうでも公表しているのは、その施設に合った膜の数、本数でやっておりますので、これは年数で、メーカーのほうでは耐用年数といいますが、そちらのほうを言っております。

○議長（土屋 博君） 8番。

○8番（岩崎由美君） じゃ年数でやるということでも、水質検査上というか、水質上は全く問題ないということだと思っておりますが、それでよろしいですか。

○議長（土屋 博君） 企業課長。

○企業課長（沖山 昇君） この膜に関しましては、年に1度、薬品洗浄というのを実は行います。その薬品洗浄した際に、破断等の検査も、破断といまして、膜が破けているかどうか、そちらのほうの検査も行っておりまして、そこら辺のほうで不具合が生じた場合には、年数がたった場合、そちらのほうを塞いで、破断の箇所から漏れないような形で、なるべく延命化させるということで、業者のほうにもお願いをしまして、それで使っております。

（岩崎議員「ありがとうございます」の声あり）

○議長（土屋 博君） ほかに。

5番。

○5番（山本忠志君） ページ数はありません。

まず、この企業会計全般にかかわることなんですけれども、はっきり言ってわかりにくいんですね。この資料をいただいてから、毎晩、この決算資料とにらめっこして、それでもよくわからない。こういう先輩の議員の皆さんの話を聞いていても、何を聞いているのか、何を答弁しているのかさえ、よくわからないことが多いんですけれども、一歩ずつ勉強しなきゃならないなと思って、ちょっと恥ずかしい質問なんですけれども、まず最初に、企業会計

全般にわたって、収益的収入とか支出とか、あるいは資本的収入、支出、これがどう違うのかというのが、まずわからない。

なぜこれを、収益的と資本的収入と立て分けているのかと。

以上、2点お願いします。

○議長（土屋 博君） 企業会計の仕組みを説明して。

企業課長。

○企業課長（沖山 昇君） 収益的収入におきましては、まず水道のほうでご説明をさせていただきますと、水道をお使いいただいて水道料金をいただいております。その中で、その収入で補う。なので、こちらの収益的支出のほうにおきましても、人件費、つまり私どもの給料等が含まれております。そういったところでの収支を行っているのが収益的収入及び支出というところでございます。

あとは、資本的収入及び支出のほうでございしますが、こちらにつきましても、考え方といたしましては投資的などところになります。なので、配水管の布設とか改修、そういったものの、主にこちらのほうで大きなものを行っていくというところで、企業債を借りたり、それから国、それから都の補助をいただいて事業を行うというところになろうかと思っております。

○議長（土屋 博君） それで終わり、企業会計の仕組みを説明しないとだめなんだよ。

企業課長。

○企業課長（沖山 昇君） すみません。ちょっと足りなかったようで。

地方公営企業を運営するに当たりましては、地方公営企業法に則って行っておるわけですが、収益的収入というところが、その法の第3条に当たるものでございます。また、法の4条が資本的収入及び支出といったところで規定をされておりまして、一応、私どもが略して言う場合には、収益的収入のほうを3条予算、それから資本的収入等のものに関しましては4条予算という言い方をしておりますが、そういった形で分けられているというところでございます。

○議長（土屋 博君） これ、1と2を聞いているでしょう、おたくは。

（山本議員「議長、個別に伺いにいきますので、これでいいです。すみません。まだよくわからないですけど」の声あり）

○議長（土屋 博君） いいですか。

（山本議員「結構です。すみません」の声あり）

○議長（土屋 博君） ほかに。

10番。

○10番（奥山博文君） 山本議員が言いましたけれども、私もいまだにわからない。わかりづらいなと思いますけれども、はっきり言って、収支決算を見させていただくと相当厳しい。我が町の水道はどうなるんだろうと考える決算になっているんですけども、どうするつもりがあるのか。

町長が先ほど言ったように、東京都の水道局でやっていただくのが一番いいと思う。我が町は給水地域も広いから、どうしても資本的支出のほうが大きくなって、収益的のほうも赤字、資本的のほうも赤字と。これから先、我が町の水道会計はどうなっていくのか、企業はどうなっていくのかと。減らせるべきところはどこなのか。収入を上げる場所はどこなのか。

町長が言ったように、東京都の水道局で経営していただくのが本来であると思うんだよね、東京都である以上。町村会のほうで町長も頑張っていたきたいと思うし、議長にも議長会のほうで頑張っていたきたい。それで東京都に訴えていただきたいと思うんですけども、これから先、どのように考えているのか。ずっと赤字が続けば大変ですよ。他県の町村を見てみると、水道料金は本当、5倍にも6倍にもはね上がる、そういうテレビ報道もありますし、これから先、どのような考えを持っているのか、管理者にお伺いしたい。

○議長（土屋 博君） 経営の責任者、企業管理者。

○公営企業管理者（關村三男君） 赤字という話を余りしたくはないんですけども、現実には厳しいものがございます。うちとしては今、事務サイドで、料金改定に向かってやっていかなければならない時期が来ているというふうに考えてございます。

前回は23年ですかね、料金を値上げしてから、かれこれ6年以上たっていますので、しかるべき時期を見て料金改定をお願いしながら、節減できるもの、人件費等につきましても、今水道1人で、減員という形でもやっている状況でございますので、改定は22年ということでございますが、それから大分年数もたっていますことから、料金改定の時期が来ているんだろうなというふうには感じてございますが、皆さんと相談しながら、しかるべき時期をお願いするということになりますので、よろしく願いいたします。

○議長（土屋 博君） 10番。

○10番（奥山博文君） 料金改正というのはやむなしという気持ちもあるんですけども、簡単にできるもんじゃないんです。八丈町の水道料金というのは、決して安くはない。これだけ水が豊富なのに安い金額じゃないんですよ、全国的に見ても。東京都の町村でも、どっち

かという高いほうのレベルじゃないかな。それで料金改正して、八丈は、東京からみえると、定住する際に、八丈は水道料金高いですねと、そう言われるんですよ。これから定住促進も考えていかなくちゃならんとき、余り簡単に料金改正、言葉を出してほしくない。

経済企業も開いていないでしょう。開いてから、そういう話をしてからならいいけれども、こういう質問に対して、料金改正のことを余り述べていただきたくないなど。住民に対してどのような広報の仕方があるのか、これこれこうで料金改正をしたいというのは、十分に説明してからじゃないと、料金改正なんて絶対できないですよ。八丈は町の水道料金が高いんだから。そこも考えていただきたいと思うんだけど。

これね、何かしら、ただ料金を上げればそれで終わりという安易な考えじゃだめだと思うんだよね。

○議長（土屋 博君） 企業管理者。

○公営企業管理者（關村三男君） 今ちょっと、時期尚早な話をちょっとしてしまったと思うんですが、うちの水道料金は確かに平均より少し高いというふうに自覚してございます。ただ、まだ設備に大分かかる面もございまして、維持していくための耐震性とか、いろんな面を考えていったときに、設備投資はどうしてもかかる面もございまして、それらを踏まえて、先ほどから申し上げています、皆さんと、議員さんと一緒に相談させてもらいながら、勉強させていただきたいというふうに思っております。

なるべく安い料金でやりたいのはやまやまなんですけど、今の現状も全国平均よりは少し高いということで、理解しているところでございます。

○議長（土屋 博君） 10番。

○10番（奥山博文君） 本当に全国平均よりか、結構高いんですよ。工事を、整備するに当たって、全国町村でも相当頭を悩ませていますよね。町長がさっき言ったように、東京都の水道局で、同じ都民であるわけだから、やっていただくのが一番いいんですよ。ほかの町村も含めて、何とか進めてもらいたいんですけど、町長の意気込みをちょっと教えていただけますか。町村会での進め方とか。

○議長（土屋 博君） 町長は先ほど説明しましたが、もう一度。

町長。

○町長（山下奉也君） 先ほども言いましたように、また管理者の発言もありましたけれども、やっぱりいろんなそういう全国の水道料金とか、島嶼の料金とか、私も調べないで、さっき区とか市とか言いましたけれども、そういう部分も含めて、皆さんに提示して、町の料金体

系も見ながら考えていかなきゃならないと思っています。

そういう意味で、議長とも一緒に、町村会また議長会と要望の中にも、この水道の都営水道化というので、要望事項にも挙げていますけれども、やはり自民党の関係、公明党の関係からも、この都営水道の一本化というのは非常に厳しい回答でありまして、これを継続して要望していきたいなと思っています。

それも含めまして、以前は一般会計から出さないで、水道は本当に黒字経営をずうっと続けてきたわけですけれども、最近は、ことし、これは1,000万入れても2,000万の赤字ということで、本当に非常に厳しい状況です。単純に言えば、3,000万の赤字だと思います。

そういう中で、どれだけやっていくかという部分と、今度の大川浄水場の工事がなければ、私は絶対にそういう部分を考えなくても、無理しても、一般会計から出してもやっていきたいなと思っているんですけれども、そういういろんな起債を借りの条件とか、そういう部分を見ながら、皆さんと相談していきたいと思っています。

ことしじゅうに本当はいろいろ検討したかったんですけれども、なかなか今言いましたように、企業といますか、水道も努力しています。人員も減らして努力している中で、こういう決算が出ていますので、早く出せと私は怒っているんですけれども、資料が上がってきていない中で、なかなか言えない部分もありますので、そういう資料を見ながら、皆さんと検討して行って、来年にかけてやっていきたいなと思っておりますので、よろしく願います。

○議長（土屋 博君） 10番。

○10番（奥山博文君） 町長ね、この決算で大川浄水の起債は可能でありますか。

○議長（土屋 博君） 町長。

○町長（山下奉也君） はっきり言って、可能でないと思っていますので、まだ示していませんけれども、都のほうにもまだそこまで言っていません。ですから、中身を検討してから、工事の関係は持ってきますということで、今企業課では計画して上げてきたんですけれども、なかなか東京都は返事しない部分もありますので、これは企業会計だけじゃないので、一般会計も含めて、その起債の部分はありますので、そういう調整を図りながらやっていきたいと思っています。

○議長（土屋 博君） ほかに。

8番。

○8番（岩崎由美君） 今の関連なんですけれども、何年か前に水道ビジョンというのを、町

では予算をかけてつくったと思うんですね。そのビジョン、当時のビジョンと、今のビジョンというか今の現状というのは、どのぐらい乖離しているかというか、せっかく予算をかけてつくったビジョンなんですけれども、それは今役に立っているのかどうかというのをちょっと教えてください。

○議長（土屋 博君） 企業課長。

○企業課長（沖山 昇君） たしか平成22年度に、水道ビジョンが作成されたと思います。今も、実はそれを参考にしながらやっております。今、料金のお話もありましたけれども、支出のほうをできるだけ削減する意味でも、その当時、計画といいますか考えておりました施設の統合等も、これからの視野に入れながら進めて、経費の削減をしつつ、考えていきたいというふうに思っております。

（岩崎議員「ありがとうございます」の声あり）

○議長（土屋 博君） 7番。

○7番（菊池睦男君） 公営企業の経営についての今後は非常に厳しいというような状況があるわけですが、水道に関しては先ほど来、議論があるわけなんですけれども、ぜひそういう方向でやってほしいわけなんです。この問題は単に八丈だけの問題ではなくて、他の島嶼にも共通した問題だろうというふうに思うんですね。

そういった意味で、ぜひ町村会を含めて、東京都に要望、要請していかなくちゃいけないだろうというふうに思うんですね。

今、町長が自民党、公明党にお願いしてというようなことを申しましたし、きのうの行政報告でも、東京都の予算編成に対して、やはり同じような言葉を使っておっしゃられていたんですけど、今、都知事は小池新都知事になったわけです。すると、公明党と自民党の筋から、東京都に対して要請、要望をできるようなパイプはないと思うんですね。自民党は内田というドンが君臨していて、この人と都知事の間はご承知のような間柄ですね。

町長は何かというと、三宅都議を頼りにしているわけなんですけれども、どうしてこういうような要望を東京都政に届けようとしているんですか。どういう認識ですか。

○議長（土屋 博君） 町長。

○町長（山下奉也君） やっぱり党は多数を占めていますので、そういう意味から推していただきたいなということで、また小池さんにも変わりましたので、小池さんも島嶼につきましては、できるだけやっていきたいというお話も伺っておりますので、まだ私は、小池さんと会うときに欠席しまして、新聞に病気で欠席になっておりますけれども、私はほかに大事な

用がありまして欠席だったんですけれども、別に私は小池さんと対立しているわけでないし、選挙のときもちゃんと会っておりますし、そういう意味で、今からはいろんな意味で、島の切実な要望といたしますか、そういう部分は東京都のほうに届けていきたいなと思っております。

また、公明党と自民党だけしか行かなかったということですが、これは私一人の考えでなくて、町村会議長会の考えで自民党と公明党へ行ったということですので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（土屋 博君） 7番。

○7番（菊池睦男君） 町長自身が小池都知事に対して対立していないというようなお話なんですけれども、パイプにしようとしている自民党と公明党が対立しているという話なんです。したがって、町長、やっぱり全方位外交といたしますか、超党派というような形での外交が、町長には、僕は求められるというふうに思っているんです。

したがって、何かというと従来そうでした、こういうふうに変わっていくんですよ、政治というのは、世の中というのはね。今は安倍さんの我が世の春なんですけれども、この政治だっただうなるかわからないんですよ。

そういうようなことからしてみれば、この小さな島が生きる道としては、一党一派に偏することなく、僕は超党派的な、そういうスタンスでもってやっていく必要があるだろうというふうに思っておりますし、また私は私自身のサイドから、こういうような危機をどうしたら打開できるかというような形で活動していきたいなというふうに思っておりますが、これは私の意見で結構です。

○議長（土屋 博君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案認定にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） ご異議ないものと認め、日程第14、認定第1号 平成27年度八丈町水道事業会計決算認定については、原案どおり認定いたしました。

◎認定第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土屋 博君） 続いて、日程第15、認定第2号 平成27年度八丈町一般旅客自動車運送事業会計決算認定についてを上程いたします。

お諮りします。

決算認定に付された監査委員の意見書については、朗読を省略してよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○議長（土屋 博君） ご異議ないものと認め、朗読を省略し、本件の説明に入ります。

説明、企業課長。

○企業課長（沖山 昇君） 決算書の緑色のページの用紙の次になります。

認定第2号 平成27年度八丈町一般旅客自動車運送事業会計決算認定について。

平成28年9月6日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。地方公営企業法第30条第4項の規定により、平成27年度八丈町一般旅客自動車運送事業会計決算を監査委員の意見をつけて、認定に付します。

失礼しました。これで、決算書の緑色の次のページになります。失礼しました。

ここで、申しわけありませんが訂正をさせていただきます。

決算書の15ページになります。決算書の15ページ、企業債明細書でございますが、平成27年度東京都の部分でございますが、発行年月日が28年3月32日となっております。こちらはミスプリです。31日に訂正させていただきます。

同じく、その行の償還の終わりのところです。平成33年2月2日になってございますが、2月1日に訂正をさせていただきます。

申しわけありません。よろしくお願ひいたします。

それでは、戻りまして、概要のほうを管理者より申し上げます。

○議長（土屋 博君） 説明、企業管理者。

○公営企業管理者（關村三男君） それでは、バス事業につきまして、よろしくお願ひいたします。

27年度につきましても、身近な交通機関として輸送サービスに努めてまいったところでございますが、乗合事業、一般乗合は前年に比べまして2,651人の増、ただ、貸切事業につきましましては2,031人の減になっているところでございます。

財政状況につきましては、一般会計の繰り入れ後で203万7,000円の利益となっております。

す。

バス事業では、路線バスの代替として中型バス1台購入、貸切バスとしまして中古車1台を購入しまして、運輸環境の改善に努めているところでございます。

また、職員の動向につきましては、バスガイドを27年の12月に採用しまして、ガイド育成に努めているところでございますが、バスガイドのみとしてじゃなくて、八丈町防災無線の放送の一部にも参加しているところでございます。当面は、バス事業安定運営のために、定年したバスガイドを臨時雇用しまして対応していきたいというふうに考えてございます。

また、運転手等につきましても、再任用制度の活用、臨時の雇用等で対応して、バス運営を安定的に図っていきたいというふうに考えてございます。

財政状況の詳細につきましては、企業課長より説明いたします。

○議長（土屋 博君） 説明、企業課長。

○企業課長（沖山 昇君） それでは、恐れ入ります、決算書の3ページをお願いいたします。

平成27年度八丈町一般旅客自動車運送事業損益計算書。

営業収益でございます、運送収益が4,621万7,703円。2 営業費用でございます、運転費から一般管理費まででございますが、1億884万2,837円。3 営業外収益でございます、雑収益から長期前受金戻入、こちらが6,735万796円。こちらにつきましては、一般会計の補助金6,200万円が含まれてございます。前年比100万円の減でございます。営業外費用、こちらが1の支払利息及び企業債取扱諸費から雑支出まででございますが、こちらが295万9,463円。5の特別利益、こちらが72万7,240円。特別損失、こちらが18万6,050円でございます。当年度純利益、こちらが230万7,389円。前年度繰越欠損金が25万7,672円でございます。これを合わせて、当年度未処分利益剰余金は204万9,717円となりました。

続きまして、次のページをお願いいたします。

下のほうの表でございますが、平成27年度八丈町一般旅客自動車運送事業剰余金処分計算書（案）でございます。

前年度25万7,672円の未処理欠損金と27年度末の未処理剰余金を合わせまして、204万9,717円の翌年度繰越利益剰余金といたしたいので、よろしくをお願いいたします。

縦長の決算審査資料のほうでご説明をさせていただきますので、縦長の決算審査資料の2ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出でございます。

収益的収入。乗合収入でございますが1,367万3,000円、58万円の増。コミュニティバス収

入でございますが71万8,000円、5万円の増でございます。一般貸切収入でございますが3,182万7,000円、36万4,000円の減でございます。雑収入402万3,000円、384万3,000円の増。こちらにつきましては、東京都のシルバーパスの事務手数料、それから退職給付引当金の戻入益、こちらのほうが含まれてございます。一般会計補助金でございますが6,200万円、100万円の減。東京都補助金10万7,000円、1,000円の減。長期前受金戻入、こちらが122万1,000円、1,000円の増でございます。特別利益72万7,000円、3,002万円の減でございました。

収益的収入の合計1億1,429万6,000円、2,691万1,000円の減となりました。

次に、収益的支出。人件費でございますが7,043万4,000円、591万6,000円の減。こちらにつきましては、管理者の3カ月分の給料、それから職員の給料となっております。物件費でございますが2,313万7,000円、144万円の増。減価償却費1,527万2,000円、266万2,000円の増でございます。こちらにつきましては、平成26年度に路線バス、小さい路線バス、こちらを1台購入したものが増えてございます。支払利息、こちらが9万円、増減がございません。繰延勘定償却106万5,000円、こちらも増減がございません。雑支出180万5,000円、15万8,000円の減。こちらは消費税の納付額の減でございます。特別損失18万6,000円、3,020万1,000円の減。こちらは退職給付引当金繰入額などの減となっております。

収益的支出の合計でございますが1億1,198万9,000円、3,217万3,000円の減でございます。

経常損益176万6,000円、508万1,000円の増。当年度純損益230万7,000円、526万2,000円の増。当年度未処分利益剰余金204万9,000円、230万7,000円の増でございました。

資本的収入及び支出。

資本的収入。企業債でございますが2,000万円。こちらは東京都の振興基金の2,000万円でございます。

資本的収入の合計が2,000万円でございます。

資本的支出。固定資産購入費2,613万5,000円。こちらが乗合中型バス1台、それから貸切の中型バス、こちらは中古になりますが、1台を購入いたしました。企業債償還金1,460万3,000円。

資本的支出合計4,073万8,000円でございます。

恐れ入ります、9ページをお願いいたします。

未収金の入金状況でございますが、27年度末でございます、未収金は1,116万5,000円となっておりますが、6月末現在におきまして、こちらにつきましては全てなくなって、0円となっておりますので、ご報告申し上げます。

それから、27年度につきましては、不納欠損につきましてはございませんでしたので、ご報告申し上げます。

以上で平成27年度八丈町一般旅客自動車運送事業会計決算の説明を終わりにいたします。

よろしく願いいたします。

○議長（土屋 博君） 説明が終わりました。

先ほども申し上げましたけれども、質問する方は、ページ等を確認の上、発言をお願いいたします。

それでは、質疑をお受けいたします。

13番。

○13番（水野佳子君） 決算資料の2ページですが、固定資産の購入費ということで、乗合の中型バスとそれから貸切中型バスの中古2台を今年度は購入していますけれども、前にもちょっと質問をさせていただいたと思うんですが、小型のコミュニティバスを導入するお考えはないでしょうか。今1台走っていると思うんですが、路線バスとして考えた場合には、やっぱり小回りのきく小型のものの方が、便利もいいのではないかなというふうに思っています。

町営バスも大型から今中型に、貸切バスなんかも移ってはいるんですけども、ぜひ八丈町としても、人口もだんだん減ってきますし、利用者も減っておりますので、コミュニティバス、小型の30人弱乗りぐらいのバスを乗合用として購入する予定はないでしょうか。質問をお願いします。

○議長（土屋 博君） 企業課長。

○企業課長（沖山 昇君） 26年度に、13番議員おっしゃったように、こっこめ号といまして、本当に小さいバスを購入させていただきました。27年度におきましては、そのちょっと一回り大きい中型バスということで購入をさせていただいたんですが、この最初26年度に購入いたしましたこっこめ号につきましては、空港を巡回する循環路線、空港路線、こちらのほうを主に運行しております。

27年度に購入いたしました中型バスにつきましては、末吉から神湊、こちらのメインを通る路線のほうを運行させていただいております。ここの路線につきましては、実は温泉へ行く方が大分多くて、今現在、前からですが、中型のバスを運行させていただきまして、その代替で、皆さん全ての方が乗っていただけるようにということで、中型バスをそのまま、同じものといえますか、大きさのものを購入させていただいたところでございます。

確かに小さければというところもありますけれども、温泉等に行かれる方はやはりご年配の方が多いうところもありまして、それなりの座席の確保といたしますか、そこを考へまして、中型とさせていただきます。よろしくお願ひします。

○議長（土屋 博君） 13番。

○13番（水野佳子君） ちなみに、こっこめ号の定員というのは何名ですか。

○議長（土屋 博君） 企業課長。

○企業課長（沖山 昇君） こっこめ号につきましては、正席は実は14しかございません。今回27年度に購入しましたフリージア号につきましては、正席は27ございます。

○議長（土屋 博君） 13番。

○13番（水野佳子君） 例へば民間の、今、バス、さくら観光さんが走っていると思うんですけども、割合使い勝手がいいということで、結構、町営バスではなくて、団体とかグループでみえる方で、さくら観光さんのバスを使っているのが多いように思うんですね。

あのバスはたしか定員が29名ぐらい、30名弱ぐらいなのかなと思っているんですけども、例へば貸切で町が運営するについても、今までみたいに大人数で50人、60人というよりは、やっぱり二、三十人での移動が多いかなというふうに思うんですね。町営バスの売り上げを、能率を上げていくには、やはりその程度の定員のバスのほうが効率はいいのかなというふうに思っております。

それがもう一つと、それから今のこっこめ号を、前回質問したときに、購入金額が多分2,000万ちょっとかかったかなというふうに思うんですね。そんなに高いものかと思つてびっくりしたんですけども、例へば、私はもう一台ぐらいコミュニティバスがあつて、それが交互に路線バスで走るほうが効率的ではないかなと思うんですが、例へばそういうバスを購入するときに、例へばコミュニティバスを購入するときに、何も新車のぴかぴかの今のはやりの先端でなくても、島の実情に合つた、たとへ中古であつても小回りのきく、利用者が乗りやすいものがあれば、そういうものを買すれば、余り問題はないのではないかなというふうに思っているんですけども、いかがでしょうか。

○議長（土屋 博君） 企業課長。

○企業課長（沖山 昇君） 今小さい、長戸路さん、さくら観光さんが使つていらっしゃるバスは、実は貸切バスの分類に入りまして、こっこめ号は路線バスとして使用しておりますので、そのところはちょっと違いがあるんですが、私どもで今貸切バスとして所有しておりますバスは、大型バスでも正席が41が大体多いところがございます。あと大型バスが3台、

中型バスが33席と28席というのを今持っております。

今実際のところ貸切バスとして動けるのは6台、今保有しておりますが、もう一台中型バスが、今乗合と兼用でということで、今登録をさせていただいているものでも33席というところでございますが、客船等が寄港した場合、やはり全台貸切をとというリクエストがあります。その場合、400名ほどお客様が乗船されておりますので、それに対応するには、やはり41という大型バスがある程度必要かなというふうに私どもは考えておまして、ちょっと決算のところであれなんですけれども、今年度28年度に貸切バスのほうを1台購入いたしますが、乗合と貸切の両方兼用で使っているものが、もう実は20年近くたつバスでございますので、それを貸切バスとして、中型として購入をいたしまして、中型バス3台、大型バス3台ということで、貸切のほうは運用させていただきたいというふうに考えてございます。よろしくお願ひします。

(水野議員「はい。わかりました。ありがとうございます」の声あり)

○議長(土屋 博君) ほかに。

9番。

○9番(奥山幸子君) ページで言うと、決算書の3ページの旅客誘致費41万幾らですよ。今回の決算書を見ると、貸切が減っているという、貸切の減少が大きいというふうに書いてあるんですが、やはり八丈町は観光でもっているような島ですから、貸切を増やすということに一番力を入れてほしいなと思うんですよ。

それで、その誘致費が少ないように思うんですけれども、各大きなホテルでも自前で営業されていると思うんですけれども、ここにもうちょっと力を入れてほしいなと思ってますけれども、現状と今後の見込みというか、お願いしたい。

○議長(土屋 博君) 企業課長。

○企業課長(沖山 昇君) 旅客誘致費41万円ほど使わせていただいておりますが、こちらにつきましては、産業観光課といろいろ相談をしまして、関西方面等の、送っていただいているエージェント回りをさせていただいております。もっと増やしてほしいというところでのリクエスト、それから新しいところへの、エージェントへの回りというところもやっております。

あともう一つは、企業独自で、東北、それから北海道のほうへのエージェント回りもさせていただきました。北海道のほうからは、たしか1社ではございますが、実績があったとい

うところでございます。

どんどん、確かに訪問させていただいて、いいところをお話しして、どんどん来ていただくというのもそうなんです、今現状、どんどん送ってきていただいているところも大事にしながら、やはり増やしていければなというところもでございます。

あと一つ、貸切のほうで影響が出ている部分としましては、たしか昨年度におきましては、客船のほうの欠航等がちょっと影響が出ているのかなと、多少ですけれども、あるのかなというところは考えてございます。

○議長（土屋 博君） 9番。

○9番（奥山幸子君） 努力をされているのはわかるんですけども、それぞれ営業した後の実績というのは、毎年とっているんですか。営業に行って、A社、B社と頼んで、実際に来てくれたのはどれくらいあるかというのは調べていますよね、もちろん。

それと、もう一つ、ネットでの配信というのはしていますか。

○議長（土屋 博君） 企業課長。

○企業課長（沖山 昇君） 一応、八丈町のホームページがございまして、そこで貸切バスの料金、そういったものの発信はさせていただいております。あとは観光協会、それから町の産業観光課のほうでも、八丈町の案内のほうといいますか、紹介のほうをさせていただいていると思います。

○議長（土屋 博君） 9番。

○9番（奥山幸子君） これと直接関係ないんですけども、定観が終わりましたよね。定観の要望が少しあるということで、決算で聞いていいのかわからないんですけども、ストレッチア号というのが走ったんですよ。その実績が余らないということなので、人数が少なくて最高まで行かなかったというのがあった……

（事務局長「ストレッチア号は長戸路さん、さくら観光」の声あり）

○9番（奥山幸子君） そうか、ごめんなさい。じゃ、いいです。

○議長（土屋 博君） 8番。

○8番（岩崎由美君） 意見書の22ページになります。

公営企業の中では、恐らく頑張れば、このバスが一番収益が上がる可能のある事業かなと思います。先ほど、真ん中あたりに「従来の誘致活動のみでは限界があり」というふうに書いてあって、新たな事業・イベントを考えていかなきゃいけないと、結局誘致活動に行っても、何を売るか、八丈のどういうものを売りたいかというのは明確になっていないと、誘致

できないと思うんですよ。ただ、来てくださいじゃ。じゃ、どういうものを売りたいか。

例えば、観光業界の中でカリスマ添乗員というのがいるんですね。この人のツアーは非常に大人気だとか。例えばそういうもっともっと発想の転換をして、路線バスの旅をやるといふこともおっしゃっていたと思うんですが、何かもうちょっと違う、ここでおっしゃっている新たな事業・イベントというものを、毎回こういう意見書というのは、何々しなきゃいけないねで終わっちゃうんだけど、どんなものを売りたいか、もうちょっと工夫のあることをしていかなきゃいけない、そのあたりについてご意見を伺えたらと思います。

○議長（土屋 博君） 企業課長。

○企業課長（沖山 昇君） 誘致でエージェントのほうをお伺いするときには、一応こんなタブレットを持って、実際の見学場所等、こういったところがごらんになれます、それとあとは、見学するルートを一応提案をさせていただきながら、こういったふうに組んでいただければ、うちのほうでも対応といいますかご案内できますというところで、実際の写真等をタブレットで見させていただきながらイメージをしていただき、あとはそこに八丈の写真を取り入れたパンフレットをつくっていただくというところまで、お願いをしているところでございます。

ただ、やはり新しい観光地といいますか、魅力といったところも探しながら、それをどんどん進められたらなというふうにも思います。といったところで、観光誘致のほうは進めさせていただきます。

（岩崎議員「ぜひ積極的に頑張ってください」の声あり）

○議長（土屋 博君） 7番。

○7番（菊池睦男君） 決算資料のほうで、2ページ。

これはバスにせよ、その前の水道にせよ、事業収入というのは、昨年とさほど変わらないんですね。だからそういった点では、健闘し、頑張っているのかなというふうに思って安堵するわけなんですけど、これからやる病院のほうは事業収入が大きなマイナスがあるんだけど、バスと水道に関しては昨年と比してとんとん、若干落ちているという程度ですね。

その中で、やっぱり収入のバランスを見ても、事業収入が4,500万、一般会計補助金が6,200万だから、補助金がもう5割以上で運営されているという、そういう中身ですよ。

その中で、雑収益が18万から400万に増えているんだけど、この中身と、それから特別利益が去年は3,000万あったんだけど、今回は3,000万減っているんですが、この理由を教えてください。

○議長（土屋 博君） 企業課長。

○企業課長（沖山 昇君） 雑収益につきましては、退職給付引当金戻入というのがございまして、戻入益ですね、そちらのほうがありまして、380万円ほど増加しております。それから、あとは特別利益でございますが、こちらにつきましては、同じく引当金の関係が26年度多うございました。それが27年度はなかったというところで、3,000万ほどの減になってございます。

○議長（土屋 博君） いいですか、7番。

7番。

○7番（菊池睦男君） 特別利益というのは、毎年毎年そういう大きな事情の変更があるものですか。

○議長（土屋 博君） 企業課長。

○企業課長（沖山 昇君） ちょっと私の説明が足りなかったと思います。26年度から公営企業の会計制度が実は変わりました、それで26年度から新しい会計制度になったというところで、26年度におきましては引当金等を予算計上しなさいと、それ以降は、満たされているようであれば予算計上しなくて済むというところになりますので、27年度特別利益等が減額となっているというところでございます。

○議長（土屋 博君） 7番。

○7番（菊池睦男君） 先ほどバスのことの議論があったんだけど、小型バス、中型バス、大型バス、それぞれ何台ずつ、今所有していますか。

○議長（土屋 博君） 企業課長。

○企業課長（沖山 昇君） 今現在で申し上げますと、一般の乗合で登録されているバスは、全部で5台ございます。5台のうち、中型のバスが4台、それから小型のバスが1台。この中型バスの4台のうち1台が、先ほどちょっと申し上げましたけれども、乗合と貸切の兼用ができるものというところで登録をされてございます。ただ、これがもう車齢20年に近いということで、今年度買い替えをいたしますと、これが1台、乗合のほうから減となりまして、貸切のほうが増えるということになります。

今現在の数字で申し上げますと、今度、貸切のほうですが、5台で登録をさせていただいております。大型バスが3台、中型バスが2台。また、ちょっと繰り返しになりますが、28年度、今年度バスを代替で購入いたしますと、貸切バスが6台になりまして、中型が3台、大型が3台という形になります。

(菊池議員「現状は総合して何台ですか」の声あり)

○企業課長(沖山 昇君) 今のところ10台保有しております。

(菊池議員「それぞれの車種、小、中、大で。合わせて幾らかというところ」の声あり)

○企業課長(沖山 昇君) 今現在ですと、全部で大型が3台、中型が6台、小型が1台でございます。

○議長(土屋 博君) 7番。

○7番(菊池睦男君) そうすると、多様な車種を取り込んでいるということなんだけれども、小型は1台だけか、その小型を入れるに当たっては、購入費そのものというのはそんなに大して変わらないというような話でしたよ、当初からね。ただ、燃費の問題でどうなのか、それを検証してみたいというような話もあったんだよね。

小型を入れたことよってのそういうメリットがあったのかどうなのかということが一つありますし、仮にそこがなければ、こんなに借金、マイナスの事業をやっているながら、あれこれの多様なバスを入れるということが必要なのかどうなのか。そんなことも考える必要があるんじゃないかと思うんですよね。

それは、マックスのときのことを考えれば、大は小を兼ねるで、大きいのがあったほうがいいわけだ。ところが、そこを小型にする理由として、燃費の問題でどうするか、そこを検証したいというような話で、小型を入れるという話だったんだけど、そこら辺なんかも総合的に考えてやってほしいなというふうに思っているんですよ。

ですから、何でもかんでも思いつきで、あのバス入れろ、このバス入れろというようなことにはいかないんじゃないんだろうかというふうに思っているんですが。

○議長(土屋 博君) 管理者。

○公営企業管理者(關村三男君) 相対的に人の動向等を見きわめて、導入については慎重に検討していきたいというふうに考えてございます。28年度につきましては、もう計画、予算、入札等も済んでいますので、29年度以降について、その場所場所に合った車とかが、経営効率的にいいだろうというようなバスがあれば、そういうのも内部で検討させていきたいというふうに考えてございます。

○議長(土屋 博君) 7番。

○7番(菊池睦男君) 私が聞いているのは、マックスで何人ぐらいは運ばなきゃいけないんだというようなところから、当然バスの台数とか車種もあると思うんですよ。だからそうい

うところの考察をどういふふうに考えているかということと、あと一つは、小型を入れたんだけれども、それについてのメリットはどういふふうに評価しているかということです。

○議長（土屋 博君） メリットとデメリットの質問をしているから。

企業課長。

○企業課長（沖山 昇君） 路線バスで申し上げますと、やはりシーズンのオンとオフがございます。やはりゴールデンウィーク、それから夏休みの期間、そういったところにおきましては、実は路線バス、立ち席といいますか、定員ぎりぎりで行っている便もございました。それが中型バスですので、定員ぎりぎりで行っているときもありました。

ただ、閑散期におきましては、やはり乗られている方が住民で、決まっている方がご利用いただいているというところもございます。

ですので、小型バスで燃費がいいというところを考えますと、例えば、その閑散期に、メインといいますか、末吉から神湊の間を走らせることで燃料の消費を減らすといったところも、一つ考えられるということで、昨年度におきましては、ちょっとこっこめ号につきましては、その路線を運行させたこともございました。やはり、そこでは、燃費等のいいところで、燃料の消費が少なかったというふうには、報告は受けてございます。

（菊池議員「いや、答えてない」の声あり）

○議長（土屋 博君） 7番。

○7番（菊池睦男君） 大型客船も来るでしょう。それからスポーツ団体も来るでしょう。そういったときに、その客の移動として、少なくともこれだけは備えておかなければいけないと、そういったときに最大、マックスで移動できる準備を、何名というふうに考えているのかということと、その小型バスを入れて、どういうメリットがあったかということ、相対的にまだあれしていないの、総括してまとめていないの。まとめていなければ、そう言ってください。もう2回、3回質問しているよ。

○議長（土屋 博君） 答弁を求めますか。

（菊池議員「だから質問している、3回質問している」の声あり）

○議長（土屋 博君） 答弁求めますか、だから。

（菊池議員「わからなかったらわからないでしょうがない」の声あり）

○議長（土屋 博君） もう一度、企業課長。

○企業課長（沖山 昇君） 申しわけありません。そういった最大のといいますか、乗客の輸

送といったところでは、申しわけありません、そこまでのちょっと考えに至っておりませんでした。

今現在、運行している中で、小型で間に合うのか、中型で間に合うのかといったところでの考えで、今考えておりましたので、相対的に今後は考えていきたいというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（土屋 博君） 1 番。

○1 番（沖山恵子君） すみません、長くなっているところで、少し質問させてください。

乗合収入を見ますと、25年、26年、27年と年々増えておりまして、企業努力が実っているのかなど、バスパの収入とかいろんなものが増えていいのかなと思うんですけども、その結果、27年度、200万の収益がございました。6,200万一般会計の補助金を入れているわけですけども、剰余金の処理の方法として、200万を一般会計に返すのではなく、次年度積立金にしたというところのわけのほうを教えていただきたいと思います。

○議長（土屋 博君） 企業課長。

○企業課長（沖山 昇君） 結果といたしまして、剰余金が発生したというところでございますが、昨年といたしますか、26年度におきましても、6,300万円ほど町の一般会計のほうから補助をいただいております。

それもありまして、今後、観光、それからあとは路線バスでの乗合の収入が増えたのが、個人のお客が多かったり、それからあとはバスパの利用も若干ではございますが、少しずつ増えてございます。あとは大学生の来島による、武蔵野大ですか、そちらの方々のバスの利用ということもございまして、増えてございますが、これが確定といたしますか、ずっと続くかどうかというのがありますので、200万円のほうは繰り越しをさせていただきたいというふうに考えてございます。

○議長（土屋 博君） 企画財政課主幹。

○企画財政課主幹（菊池正勝君） これは3月30日の補正で、こちらの金額を、こちらのほうで、歳出の予算で繰出金として計上させていただいたんですけども、こちらは5月31日の出納閉鎖までに、筋であれば、言われるように返還してもらうのが筋だと思うんですけども、それが間に合わなかったということで、こちらの考えといたしましては、28年度分の繰出金で精算したいというふうに考えておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（土屋 博君） 10番。

○10番（奥山博文君） 時間も時間なんだけれども、その乗合バスの関係になるんですけれ

ども、シルバーパスが、平成17年から、本来であれば高齢者が増えているので増えなくちゃいけないんだけど、年々年々減っているんだよね。このシルバーパスの、購入してただけというか、シルバーパスに高齢者の方が申し込んでいただければ少し楽になるかな、ちょこつとは楽になるかなと思うんだけど、その努力をしていただきたい。

高齢者は増えるんだけど、年々年々減っているというのは、何か宣伝の方法が悪いのか、それともみんな元気がよくて自家用で走っているのか、そういう面があるとは思うんだけど、ぜひともいろいろな場所で努力していただきたいと思うんですけれども、また敬老会が近くあるんですけれども、町長、敬老会が近くあるんだけど、ぜひともそこでやっていただきたいと思います。

○議長（土屋 博君） 企業課長。

○企業課長（沖山 昇君） シルバーパスのお願いにつきましては、高齢者演芸大会とか、あとは健康教室、そちらのほうへ私どものほうから伺いまして、シルバーパスのほうのご説明を申し上げて、購入のほうをお願いしているところでございます。

ただ、やはり議員がおっしゃるとおり、元気な方が多くて、やはり自分で運転されている方が多くて、必要ないよという方もいらっしゃるんですが、東京でも使えるというところもありまして、そこら辺を今後もPRしていきたいと思っております。よろしくをお願いします。

○議長（土屋 博君） 10番。

○10番（奥山博文君） その場所へ申し込み用紙を持っていっちゃ、本来はいけないんだよね。でも、それぐらいはやる気持ちで、ぜひともパスを増やしてくださいよ。高齢者が増えたのに、年々パスを利用する方が減っていくというのはおかしい考えで、本当にさっき言ったように、東京都でも都バスは使えるし、地下鉄は使えるしという宣伝を打ちながら、やっていただきたいと思います。頑張ってください。

○議長（土屋 博君） 13番。

○13番（水野佳子君） マイナス面だけではなくて、プラスの面でもちょっとご報告といたしますか、この4月に新しいバスガイドを含めて2人、若いガイドさんが頑張っていると思うんですけれども、おおむね皆さんの印象はすごくよくて、若い方が頑張っていてよくやってくれているよというようなことで、お褒めのお言葉を何人かから聞きましたので、去年でしたか、1人多分採用されたんですけれども、いろんな事情があつてすぐやめられてしまったようなので、ぜひ今回採用された若い2人のガイドさんを、大事に育てていただけたらと思います。

それと、もう一つ、さっき課長がおっしゃっていましたが、防災無線で時々、すてきな若い声が、船の欠航ですとか、聞こえてくるんですけれども、「あれは町役場の誰がやっているの」ということで、物すごく評判がいいんです。やはり防災無線というと、どうしても男の方の低い声での放送が多いものですから、やっぱり若い方が、若い女性の声でだと、例えば、畑をやっている人たちとかお年寄りも「おお」と、「聞いてみようか」という気になるというふうなことで、そういう声もありますので、ぜひバスガイドさんも含めて、ぜひそういう有効な活用もしていただければと、これは要望でお願いいたします。

○議長（土屋 博君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案認定にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） ご異議ないものと認め、日程第15、認定第2号 平成27年度八丈町一般旅客自動車運送事業会計決算認定については、原案どおり認定いたしました。

休憩を午後1時までいたします。

（午前11時48分）

○議長（土屋 博君） 休憩を解いて再開いたします。

（午後 1時00分）

◎認定第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土屋 博君） 続いて、日程第16、認定第3号 平成27年度八丈町病院事業会計決算認定についてを上程いたします。

お諮りします。

決算認定に付された監査委員の意見書については朗読を省略してよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○議長（土屋 博君） ご異議ないものと認め、朗読を省略し本件の説明に入ります。

説明、企業課長。

○企業課長（沖山 昇君） それでは、書類番号7の3枚目になります。お願いいたします。

認定第3号 平成27年度八丈町病院事業会計決算認定について。

平成28年9月6日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。地方公営企業法第30条第4項の規定により、平成27年度八丈町病院事業会計決算を監査委員の意見をつけて、認定に付します。

それでは、概要を管理者より申し上げます。

○議長（土屋 博君） 説明、企業管理者。

○公営企業管理者（關村三男君） それでは、午後からの一番眠いところ、病院事業の關係につきまして、よろしくお願いいたします。

町立病院は、ご存じのように、内科、外科、小児科、産婦人科の4つの標榜科のほかに12の臨時診療を実施して離島の病院として努めているところでございますが、患者動向では、入院が前年比649人の減、外来患者が2,550人の減となっている状況でございます。

病院事業では、医療環境改善のために人工呼吸器等を整備しまして充実に努めてまいりました。また、病院事業では、医療スタッフの確保、特に助産師、看護師、薬剤師など雇用の状況が厳しい状況にありますけれども、不足している医療職員については当面は再任用制度の活用と臨時雇用職員、また定年の延長等で対応してまいりますのでよろしく申し上げます。

またこれからも本院では、東京都や大学病院と連携してスタッフの安定確保が図られるように努めてまいります。

財政状況につきましては、企業課長より説明いたします。

○議長（土屋 博君） 説明、企業課長。

○企業課長（沖山 昇君） それでは、決算書の黄色いページの次になります。病院事業会計決算書でございます。

決算書の3ページをお願いいたします。

平成27年度八丈町病院事業損益計算書。

1 医業収益、入院収益からその他医業収益の合計でございますが6億8,918万6,171円。2 医業費用、1の給与費から7の資産損耗費、合計で11億4,975万4,078円。3 医業外収益、1都支出金から7の長期前受金戻入でございますが、合計が5億1,360万3,688円。このうち、一般会計の補助金が2億2,000万円入っております。前年に比べまして3,348万9,000円の

減となっております。4 医業外費用、1 支払利息及び企業債取扱諸費から4 の雑支出までが7,887万4,316円でございます。5 特別損失、固定資産除却費でございますが53万4,150円でございます。

当年度純損失でございますが2,637万2,685円、前年度繰越欠損金が4,475万521円となっております。合わせて当年度未処理欠損金が7,112万3,206円となりました。

続いて、次のページ、4 ページの下のほうになります。

平成27年度八丈町病院事業欠損金処理計算書（案）でございますが、27年度末、当年度純損失が2,637万2,685円、これに繰り越しの欠損金といたしまして7,112万3,206円といたしたいのでよろしく願いいたします。

それでは、詳細のほうの説明をさせていただきます。

また、縦長のほうの資料をお願いいたします。縦長の決算審査資料でございます。

決算審査資料の3 ページになります。こちらについても、27年度の決算額と増減額を中心に説明をさせていただきます。

収益的収入及び支出。

収益的収入。入院収益 2 億5,412万7,000円、878万1,000円の減。外来収益 3 億9,810万9,000円、2,664万5,000円の減。その他医業収益3,695万、147万4,000円の増。都補助金 1 億4,832万2,000円、128万9,000円の増。一般会計負担金5,985万1,000円、315万8,000円の減。一般会計補助金 2 億2,000万、3,348万9,000円の減。他会計補助金40万2,000円、2,000円の減。患者外給食収益177万1,000円、13万9,000円の減。その他医業外収益でございます。2,737万2,000円、1,217万2,000円の増。こちらにつきましては、退職給付引当金戻入益、それから貸倒引当金の戻入益などで増加をしております。長期前受金戻入5,588万6,000円、849万2,000円の増。こちらは補助の減価償却費の分でございます。特別利益ゼロ、1 億5,428万9,000円の減。26年度は、ほかの会計でもそうでしたが引当金などで増加をしていた分が減っているものでございます。

収益的収入合計12億279万円、2 億307万6,000円の減。

収益的支出。人件費、職員分でございます。4 億3,046万4,000円、2,688万9,000円の減。人件費、同じく人件費ですが医師の分でございます。4,921万2,000円、391万7,000円の減。材料費 1 億5,986万6,000円、927万1,000円の減。経費 3 億5,258万7,000円、509万7,000円の減でございます。こちらの主な減につきましては、燃料費、光熱水費等の減がございました。減価償却費 1 億5,676万3,000円、1,661万4,000円の増。研究研修費364万1,000円、40万

9,000円の減。こちらにつきましては、旅費それから医療関係の書籍等の購入でございます。支払利息3,318万8,000円、247万7,000円の減。こちらは、企業債の利息の減でございます。繰延勘定償却499万6,000円、20万円の減でございます。雑支出3,791万2,000円、329万4,000円の減。こちらは、消費税等の相当額の減でございます。特別損失53万4,000円、1億6,109万7,000円の減。こちらにつきましても、退職給付引当金繰入額などの減でございます。

収益的支出合計12億2,916万3,000円、1億9,603万7,000円の減でございました。経常損益2,583万9,000円の減。1,384万7,000円の減。当年度純損益2,637万3,000円の減。703万9,000円の減。当年度未処分利益剰余金7,112万4,000円の減。2,637万3,000円の減でございました。

次に、資本的収入及び支出。

資本的収入。企業債8,700万円、財政融資からのものがございます。一般会計負担金9,645万1,000円。都補助金3,596万8,000円。他会計の補助金はゼロでございました。

資本的収入合計2億1,941万9,000円でございます。

資本的支出。建物整備費6,134万4,000円、こちらは冷却塔の改修工事でございます。固定資産購入費3,551万9,000円、人工呼吸器サーボベンチレーター、診断用高精細モニター等の購入をしたものでございます。工事請負費127万8,000円、こちらは駐車場の整備工事を行いました。企業債償還金1億8,064万4,000円、企業債償還金でございます。

資本的支出の合計2億7,878万5,000円でございます。

恐れ入ります。10ページ、一番後ろのページになります。

未収金の関係でございますが、平成27年度未収金、27年度末におきましては2億1,345万5,000円ほどございましたが、7月末現在におきましては34万3,000円ほどになってございます。未収金の合計でございますが、81万2,000円の未収金となっております。

それから、ここでもう一つ、不納欠損の報告でございますが、27年度におきましては病院事業会計不納欠損はございませんでした。

以上で平成27年度八丈町病院事業会計決算の説明を終わらせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（土屋 博君） 質疑に入る前に申し上げます。

水道会計と同じように、バスと同じように、ページ数とか科目等を申し上げてから発言するようお願いいたします。

それでは質疑をお受けいたします。

10番。

○10番（奥山博文君） まず、この資料のほうの3ページで、収益的収入、支出とも15%余りの減になっているんだけど、原因はどこにあるのかと、あとほかの会計では、管理者の給料何カ月分と報告あったんだけど、病院会計では何カ月分やっているのか教えてください。

○議長（土屋 博君） 企業課長。

○企業課長（沖山 昇君） 失礼しました。給与に関しましては、管理者の給料6カ月、それからあと残りが職員の給料というところでございます。

失礼しました。

○議長（土屋 博君） 10番。

○10番（奥山博文君） 今のあれに、ちょっと質問ですけれども、ほかの会計では3カ月で、病院は何で6カ月。その、普通なら3会計なら4カ月があるんだけど、その根拠はどこから出ている。

○議長（土屋 博君） 企業課長。

（発言する者多し）

○議長（土屋 博君） 管理者。

○公営企業管理者（關村三男君） 自分で給与関係を申し上げるのは、ちょっとあれなんですけれども、多分、多分ですね、この会計別に給与を分散したときに、水道、バスは2分の1というか、それを持つような形で残りを病院という形にしたのかなと思うんです。詳しい、こういうふうに分類したのは、ちょっとわかりません。すみません。

○議長（土屋 博君） 10番。

○10番（奥山博文君） わかる人いる。

○議長（土屋 博君） 今の回答は不満ですから、では。

（奥山（博）議員「本来であれば、3事業に分ければ、3企業であれば4カ月に割るんだけど、なぜ病院が2分の1なんですか。わからなければ調べておいてください」の声あり）

○議長（土屋 博君） 町長。赤字のところを6カ月、聞いているんだから。

（奥山（博）議員「町長はわかるか。財政課長やっていたから」の声あり）

○町長（山下奉也君） 昔からと言ってはあれなんですけれども、昔から、そういう関係でやっていた。

それで、言えば、水道がもうかっているときは水道に多くしようかとか、いろいろな議論がありましたけれども、やはり職員数とか事業規模でこういう配分にしたという経過がございまして、私がやっているときも、もう既にこういう形でやっていました。

それで、私が、一番あれだったのは、病院会計にこうやって6カ月分やっているということで、管理者は役場へずっといたということで、私になってから病院に、1週間に1回は病院に行くようにということで、そういう意味でも給料の6カ月、3カ月、3カ月という部分がありますので、そういう形でやっておりました。

あとは事業規模ということでやったような経過を聞いておりますけれども、私としては、皆さんの意見もあると思いますけれども、やはりこれだけ全会計が赤字になってきたものですから、どこで給料を持つかという部分では、頭を悩ませているところです。均等の配分というのは、なかなか難しいかなと思います。事業規模でやはりという考えです。よろしくお願ひします。

○議長（土屋 博君） いいですか。

○10番（奥山博文君） それはいいが、その85%、15%減になったか、原因。

○議長（土屋 博君） 事務長。

○病院事務長（奥山 勉君） 一応収入のほうなんですけど、先ほど管理者のほうからもお話がありましたけれども、実は入院も外来も人が、実際、患者様が減っている状況でございます。

特に、外来のほうで、昨年度と比較しまして2,550名減っているということで、その辺が大きく収入のほうに影響しているというふうに考えてございます。

○議長（土屋 博君） 10番。

○10番（奥山博文君） ではその、八丈で病人が減ったなんて余り聞かないから、岩渕先生のほうに通っている人が増えたという認識でいいのかな、去年は。東京に行っている患者さんとか。そんな別に患者さんが減っているような雰囲気はないんだけど、そう理解していいかな。

○議長（土屋 博君） 事務長、もう一度。

○病院事務長（奥山 勉君） すみません。そうですね。実はですね、監査委員からの意見が、実は8月に1,000人以上も激減しているんです。ちょっと今現在、そこのところを調査中でございますので、また結果わかりましたらお知らせしたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（土屋 博君） 7番。

○7番（菊池睦男君） 私も、これについて質問したいなと思っていたんですが、外来が減ってきているということは、今回の決算だけではなくて、もう数年続いているように思うんですね。

だから岩渕さんができて、医院ができて診療所ができて、一時的に減るということは考えられるんだけど、それは大体一度減れば、大体横ばいでくるのが普通ではないかなと思うんだけど、経年度でとって、毎年毎年減ってる減ってるというふうに思うんですよ。前の決算もそういうふうな報告だったと思うので。だからそのところがちょっと疑問ですよ。

○議長（土屋 博君） 答弁させます。

事務長、2,600万が減っているということの話を。

○病院事務長（奥山 勉君） 金額のほうに関しましては、例えば急性期、すぐ治療が必要。急に病気になられた方々に関しましては、当然、保険点数、うちのほうの診療報酬なども上がるんですが、こういうことを言っただけではあれですが、慢性期の方を迎えられた患者様が増えてしまうと、実際病院の収入のほうには影響が出てくるというふうに考えてございます。

また、人数につきましては、実は、これ平成26年で、実は外来のほうが多少増えていると考えました。25年より26年にちょっと上がりまして、また27年度で下がったということなので、また今からちょっと詳しい調査のほうをしていきたいと考えてございます。

○議長（土屋 博君） 9番。

○9番（奥山幸子君） 審査意見書の最後のページなんですけれども、結びというところになっているんですけれども、地域包括ケア病棟、療養病床からやるということで初めやらなかったのが、この地域包括ケア病棟というのが、ことしの1月から稼働したんですけれども、その運営状況はどうなのでしょう、それが1つね。

それと、この地域包括ケア病棟と、あと回復期リハビリ病棟というの、同じような感じがするんですけれども、これどう違うのか、ちょっと教えていただきたいんです。

○議長（土屋 博君） 事務長。

○病院事務長（奥山 勉君） まず、ことしの、28年の1月1日から開所をしまして、こちらのほう、実績のほうで申し上げますと、4月から3月までで患者様が1,342名、実績がございまして。

そうした中で、実際回復期と、ほとんどもう一緒なものなので、実は病院のほうで今8床、4床4床、男女で4床4床の用意をしておりますが、こうした中で病床の利用率、ベッドの

利用率上げていきたいと考えているんですが、一応そこに入院させるためには、ご本人の同意とご家族の同意が必要なんです、実はかなりご本人が認知症等の問題もございまして…

(奥山(幸)議員「認知症はだめなんですよ」の声あり)

○病院事務長(奥山 勉君) はい。すみません。ちょっとケア病床のほうに入院していただくことができないので、そうしたところを今後どうしていくか、ちょっと検討中でございますので、すみませんがよろしくお願いします。

○議長(土屋 博君) 9番。

○9番(奥山幸子君) 八丈は、特養が100床あって、急性期、そこで一時的に急性期から在宅に帰るまでの緩衝期間というか、その間の病院と、病棟としては非常に患者さんにとってはすばらしいケアができるいいシステムだと思うんです。

それと、だからそれを進めてほしいわけですがけれども、今、実績を伺ったら、4月から3月というのは、28年の1月1日からなのに4月から3月って、ちょっとわからないんですけども、1,342名ということ、結構たくさん利用していただいているのかなと思うんですけども、そうすると普通の、一般病棟に比べて、利用率が高いんですか。ちょっとその辺。

○議長(土屋 博君) 事務長。

○病院事務長(奥山 勉君) すみません。今の4月から3月というのは間違いでございます。申しわけありません。訂正させていただきます。

○議長(土屋 博君) 訂正だそうです。

○病院事務長(奥山 勉君) 一応、病床の利用率でいきますと、先ほども申しあげましたように、認知症の関係ございまして、実際まだ利用率が全体で45%ほどでございます。

やはり、今一般病床のほうも50を切っている、実際49.何パーセントということなので、こうしたところを、ケア病床をうまく利用しながら、一般病床も合わせまして、病床の利用率を50%超えるように、ちょっといろいろ、スタッフのほうとも検討しながらやっていきたいと考えてございます。

○議長(土屋 博君) 9番。

○9番(奥山幸子君) このケア病床を続けていくには、結構、施設基準というのも、ハードルも結構高いんですよ。だから、病院にとっても負担は多少あるとは思いますがけれども、これからの八丈にとって、すごく大事な分野というか、だと思っているので、ここにちょっと力を入れてもらいたいなと思っています。

それと、これは介護ではないですけれども、全体の介護保険の中で、地域包括ケアシステムというのはつukらないといけないわけですから、その中でもこの病棟の意味というのは大きいと思うので、ここに力を入れてもらいたいと、それは要望なんですけれども、さっき伺った回復期リハビリ病棟とどう違うのか。

なぜ聞くかという、経営的にどうなのかなど。その包括ケア病棟をつくることによって、病院にとって経営的には今後いいのか悪いのか、その辺もちょっと聞きたいんです。

○議長（土屋 博君） 事務長。

○病院事務長（奥山 勉君） 申しわけないんですが、一応、すみません。今ご質問いただいた回復期のことについて、ちょっと私のほうで手元の資料がございませんので、またすみません、ちょっと勉強させていただいて……

（奥山（幸）議員「個別に、じゃ教えてください」の声あり）

○病院事務長（奥山 勉君） はい。回答させていただきます。

（奥山（幸）議員「お願いします」の声あり）

○病院事務長（奥山 勉君） すみません。よろしくお願いします。

○議長（土屋 博君） 10番。

○10番（奥山博文君） この審査資料の一番最後、10ページなんだけれども、未収金の入金状況で、24から26が、25はゼロゼロと理解していいのか、それとも書き忘れたのか。本来であれば、ゼロならゼロでちゃんと出していただきたいんだけど。

あと22から24の、この未収金、これ入金できる状況なのかどうか。ゼロになっているからさ。収入額がゼロになっているから、どうなんだろう。

○議長（土屋 博君） 事務長。

○病院事務長（奥山 勉君） すみません。平成25年度に関しましては、未収金はゼロでございます。すみません。ちょっと表のほう抜かしてしまったので、ここは訂正をさせていただきます。

また、22年度からの未収金の方々に関しましては、正直難しいと考えられる方もいらっしゃいますが、一応また文書等も郵送でお送りしていきまして、島外の方なので……

（奥山（博）議員「島外」の声あり）

○病院事務長（奥山 勉君） 島外です。そうした方には、また引き続き送っていきたい、粘り強く対応していきたいと考えてございます。

○議長（土屋 博君） 7番。

○7番（菊池睦男君） 地域包括ケア病棟について、ちょっと勉強という意味で教えてもらいたいんだけど、これはことしの1月から稼働したというふうに書いてあるんですが、どういう実情、現場の要請があって、これをやるようになったかということね。そして1月から今までやった経過の中で、患者から見て、どれほどの利便性があったのか。これを報告してください。

○議長（土屋 博君） 事務長。

○病院事務長（奥山 勉君） 一応、まずこちらの地域包括ケア病床、こちらを病院のほうでやるといったことに関しましては、実は平成24年度から、この経営の改革プラン、こちらのほうを策定してまして、こちらの中で、こういったケア病床を院内に設置していこう、また電子カルテを導入していこうとか、いろいろちょっと経営改革の部分で話が出ましたので、そこから動いたというふうに聞いております。

そうした中で、本来でしたら、急性期で入院されて治療をして回復に向かいましたら、そこからは基本的には回復すれば、そこでご退院いただくということでございますけれども、在宅の療養等に不安などおられる方に関しては、このケア病床を持つことによって、リハビリや退院の支援ができるというメリットがございますので、この辺で今後も十分に生かしていきたいと考えてございます。

○議長（土屋 博君） よろしいですか。

（菊池議員「あと1点」の声あり）

○議長（土屋 博君） 7番。

○7番（菊池睦男君） あと1点、質問します。

この間、どれだけ患者にとっての利便性といいますか、できてよかったなという実情があるのか。それを報告してください。

○議長（土屋 博君） 事務長。

○病院事務長（奥山 勉君） 先ほど申し上げましたように、一応、まず患者様の在宅での療養での不安、こちらの払拭には十分行えていると思ってございます。

ただ、直接、患者様のほうからスタッフの方々には、いろいろなご意見、よかったとか、そういったお話も来るとは思うんですが、申しわけありませんが、ちょっと私のほうにはまだ、直接は聞いておりませんので、そうした、何ていうんですかね、どう考えてもデメリットがそんなあるというふうには考えてございません。不安という部分は、気持ち的な問題もございまして、その辺に関しましても十分役立っているというふうな認識でございまして、

○議長（土屋 博君） 7番。

○7番（菊池睦男君） そうすると、そういう人たちは、一般病棟には入院できないという患者になるわけですか。

○議長（土屋 博君） 事務長。

○病院事務長（奥山 勉君） まず、急性期で、入院が必要な状態になられて、まずは一般病棟で入院されます。それで、回復に向かって、回復された時点で、通常でしたら、そのままご退院いただくと。在宅の療養。

ただそれに対して、患者様のほうで、ちょっと多少でも不安があるとか、またはご家族の方も、このまま退院して家のほうで順調にいくのかと、そういった不安があった場合にはご相談をいただいて、そうした中でこの地域包括のケア病床のほうへ移っていただくということで。

また、地域包括ケア病床の中では、医師や看護師や薬剤師やワーカーさん、社会福祉士の方とか、そういった方々がチームをつくって、みんなで1人1人の患者様を、状況を把握しながら、またうちの事務のほうも係長も交えまして、毎週水曜日に、4時から会議を行って、今後の方向性等についても十分検討してございますのでよろしくお願いします。

○議長（土屋 博君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案認定にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） ご異議ないものと認め、認識第16、認定第3号 平成27年度八丈町病院事業会計決算認定については原案どおり認定いたしました。

◎発議第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土屋 博君） 続いて、日程第17、発議第3号 八丈町消防委員会委員の選任についてを行います。

お諮りします。

八丈町消防委員会委員の選任については、八丈町消防委員会条例第5条及び第6条の規定により、5名を議決により定めることとなっております。

よって、お手元に配付いたしました名簿のとおり指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(土屋 博君) 事務局長からお名前を発表させてよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○議長(土屋 博君) 事務局長。

○議会事務局長(浅沼房徳君) それでは、消防委員会の委員の方々をご紹介させていただきます。

4番、山下 巧議員、2番、浅沼憲春議員、5番、山本忠志議員、6番、山下 崇議員、1番、沖山恵子議員の5名になります。どうぞよろしく願いいたします。

○議長(土屋 博君) ご異議ないものと認め、認識第17、発議第3号 八丈町消防委員会委員の選任については、以上のとおり決定いたしました。

◎議員派遣について

○議長(土屋 博君) 続いて、議員派遣についてお諮りします。

日程第18、承認第17号から日程第20、承認第19号の議員派遣承認については、一括して議題といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(土屋 博君) ご異議ないものと認め、一括して議題といたします。

お手元に配付しております議員派遣承認要求書は、会議規則第126条の規定により議決を求めるものであります。

これより休憩いたします。

(午後 1時38分)

○議長(土屋 博君) 休憩を解いて再開いたします。

(午後 1時50分)

○議長(土屋 博君) 日程第18、承認第17号 平成28年度市町村議会議員政策形成セミナー

に係る議員の派遣については、1番、沖山恵子君、3番、小川 一君、4番、山下 巧君、5番、山本忠志君と私を派遣、日程第19、承認第18号 第27回東京都道路整備事業推進大会に係る議員の派遣については、2番、浅沼憲春君を派遣、日程第20、承認第19号 第67回全国漁港漁場大会に係る議員の派遣については、3番、小川 一君、10番、奥山博文君を派遣することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(土屋 博君) ご異議ないものと認め、ただいまのとおり承認いたしました。

◎常任委員会委員の選任について

○議長(土屋 博君) 続いて、日程第21、常任委員会の選任を行います。

お諮りします。

常任委員会委員の選任については、委員会条例第5条の規定により、お手元に配付いたしました名簿のとおり指名をしたいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(土屋 博君) ここで、局長のほうから報告させてよろしいでしょうか。

局長、お願いします。

○議会事務局長(浅沼房徳君) それでは、総務文教委員会の方々を紹介させていただきたいと思えます。

1番、沖山恵子議員、2番、浅沼憲春議員、5番、山本忠志議員、6番、山下 崇議員、7番、菊池睦男議員、9番、奥山幸子議員、あと14番、土屋 博議員になります。

経済企業委員会のほうですが、3番、小川 一議員、4番、山下 巧議員、8番、岩崎由美議員、10番、奥山博文議員、12番、小澤一美議員、13番、水野佳子議員、14番、土屋 博議員になります。

以上です。

○議長(土屋 博君) ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(土屋 博君) ご異議ないものと認め、日程第21、常任委員会委員の選任については、以上のとおり決定いたしました。

◎議会運営委員会委員の選任について

○議長（土屋 博君） 続いて、日程第22、議会運営委員会委員の選任を行います。

お諮りします。

議会運営委員会の選任については、委員会条例第5条の規定によりお手元に配付いたしました名簿のとおり指名いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） 事務局長より報告願います。

○議会事務局長（浅沼房徳君） 議会運営委員会の委員の方々のお名前を朗読させていただきたいと思います。

4番、山下 巧議員、6番、山下 崇議員、7番、菊池睦男議員、8番、岩崎由美議員、9番、奥山幸子議員、10番、奥山博文議員、13番、水野佳子議員、以上の7名となります。

○議長（土屋 博君） ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） ご異議ないものと認め、日程第22、議会運営委員会委員の選任については以上のとおり決定いたしました。

◎総務文教委員会の閉会中の特定事件の調査活動について

○議長（土屋 博君） 続いて、日程第23、総務文教委員会の閉会中の特定事件の調査活動についてを上程いたします。

本件はお手元に配付のとおり、総務文教委員会の特定事件の調査活動は閉会中も活動できるものといたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） ご異議ないものと認め、日程第23、総務文教委員会の閉会中の特定事件の調査活動については閉会中も活動できるものと決定いたします。

◎経済企業委員会の閉会中の特定事件の調査活動について

○議長（土屋 博君） 続いて、日程第24、経済企業委員会の閉会中の特定事件の調査活動についてを上程いたします。

本件はお手元に配付のとおり、経済企業委員会の特定事件の調査活動は閉会中も活動できるものといたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(土屋 博君) ご異議ないものと認め、日程第24、経済企業委員会の閉会中の特定事件の調査活動については閉会中も活動できるものと決定いたします。

◎議会運営委員会の閉会中の特定事件の調査活動について

○議長(土屋 博君) 続いて、日程第25、議会運営委員会の閉会中の特定事件の調査活動についてを上程いたします。

本件はお手元に配付のとおり、議会運営委員会の特定事件の調査活動は閉会中も活動できるものといいたしたいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(土屋 博君) ご異議ないものと認め、日程第25、議会運営委員会の閉会中の特定事件の調査活動は閉会中も活動できるものと決定いたします。

◎閉議及び閉会の宣告

○議長(土屋 博君) 以上をもちまして、本定例会に付議された議案は全て終了いたしました。

会議規則第6条の規定により、本日で閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(土屋 博君) ご異議ないものと認め、平成28年第3回八丈町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

(午後 1時57分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成28年9月7日

議 長 土 屋 博

署 名 議 員 奥 山 幸 子

署 名 議 員 奥 山 博 文